

政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

郵便料金

県政報告郵送料

2017年6月16日 @64×791=50624円

2017年12月16日 @64×824=52736円

上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
		郵送料	50624
	郵送料	52736	
	《合計》	103360	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収書

毎度ありがとうございます。

お客様名： 笠井 和広 様
 お客様番号： XXXXXXXXXX
 住所： 〒 930-0010
 富山県富山市稲荷元町2丁目7-10

料金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					¥	5	0	6	2	4

収納内訳	
現金	50,624円
証紙	-
切手	-
小切手	-

別納引受
(内訳)

<種別>	<特殊取扱>	<品目/サイズ>	<通(個)数>	<単価(円)>	<料金(円)>	<摘要>
ゆうメール特別 県内		50.0g	791	64	50,624	
		小計			50,624	

料金計	50,624円	割引計	0円	課税計	50,624円		
				(内消費税等)	3,749円		
				非課税計	0円	お預り 現金	50,624円
				合計	50,624円	おつり	0円

上記のとおり領収しました。

〒 100-8798 日本郵便株式会社
 東京都千代田区霞が関1-3-2
 連絡先： 富山南郵便局
 電話番号： 076-421-8561
 担当： XXXXXXXXXX
 発行番号： 170616d0001
 発行日時： 2017年 6月16日 15:05



印紙税申告納
付につき越町
税務署承認済

領収日
2017.06.16

平成 29 年 6 月吉日

平成 29 年 6 月富山県議会定例会 速報

富山県議会議員 笠井和広

お世話になっております。現在開会中の県議会では残念ながら本会議場での質問の機会はありません。しかしながら委員会では組織替えが行われ晴れて希望通り教育警務常任委員会の委員となりました。教育委員会及び警察行政、公安委員会が担当であり、大変やりがいのある委員会だと思っております。

去る 6 月 8 日に開催されました初めての委員会において教育委員会に対し質問を行いその回答をいただきました。その内容についてご報告させていただきます。

まず教員の多忙感の解消について質問いたしました。私自身、政治家として働かせていただく現在においては、過去、中学高校と多感な時代に担任の先生を始め多くの教職員の方々に導かれ支えていただいたおかげと大変感謝しております。思い起こせば当時も先生方は多忙であったと思いますが現在は様々に世相も変わりモンスターペアレントの台頭や特別支援教育を要する児童生徒の急増、いじめや暴力事案の発生など教育現場の変容、また部活動への指導時間の過重負担や給食費、学納金の集金業務や種々の事務作業等、多岐に渡ります。国の指針を踏まえ改善に努力されたいと要望し、今後継続して取り組んでいくべく課題と強く認識いたしました。

当局の回答としては多忙感を緩和するために給食費の集金業務や事務作業の軽減、パソコン導入による I O T 教育の推進、部活動の外部指導者の導入など挙げられました。その中でも部活動の外部指導者の導入については、その責任の重大さと教育の一環としての位置づけして反対の意向であると当局の姿勢を正しました。私の考えは部活動イコール教育の最前線であり、その指導者は責任を持って教員が当たるべきと考えたと訴えました。安易に監督コーチ等外部委託に頼り責任を預けるべきではないとも話しました。今後、討論の余地を残しますが徹底的に部活動の教員対応については議論を尽くします。また全国の教職員現場の状況として参考までに以下のとおり申し添えました。

特別支援教育の対象児童生徒数 36 万人、通級指導を必要とする児童生徒は 10 年間で 2.3 倍に増加、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は 34,000 人であり 20 年間で 1.6 倍増となり、平成 26 年度に発生したいじめ等、重大事案は小学校で 449 件、同年の小中学校の不登校児童生徒は 12.3 万人にも上り、更には同年小学生の暴力行為の発生件数は 11 万件、国が調査を開始した平成 9 年の 8 倍となります。また生活困窮家庭が平成 7 年には各クラス 16 人 1 人であったが平成 25 年後には 6 人に 1 人に増加し社会問題となりました。このような実態がある教育現場では教員の負担は想像を超えるものでしょう。今後は生活困窮者の学業支援、生活応援、学童教室の充実教育環境の整備特別支援教育の充実を図るとともに教職員の労働環境の改善に取り組み、更には課題となります諸問題にも解決に向けて取り組みます。これからも本当に必要とされる方々に手の届く政治を心がけます。今後ともご指導よろしくお願い申し上げます。

笠井和広 拝。

領収書

毎度ありがとうございます

笠井 和広 様

[別納引受]
ゆうメール特別
@64 13.5g 県内
824通 ¥52,736
小計 ¥52,736

郵便物引受合計通数 824通
課税計 ¥52,736
(内消費税等 ¥3,906)
非課税計 ¥0

合計 ¥52,736
お預り金額 ¥60,000
おつり ¥7,264

印紙税申告納

付につき廻町

税務署承認済



〒100-8798 日本郵便株式会社
東京都千代田区霞が関1-3-2
取扱日時：2017年12月25日 11:32
担当：[REDACTED]
発行No. 171225A6200 端N33箱03
連絡先：富山南郵便局
TEL:076-421-8565

郵便局からのお知らせ

年賀はがき好評販売中

2018年1月8日(月)以降に
年賀はがきを差し出される場合は、
さらに10円分の切手を貼り足して
いただく必要がありますので、
ご注意ください。

平成 29 年 12 月 吉日

富山県議会直近議会報告（速報）

笠井和広

いつもお世話になっております。

皆様におかれましては益々ご健勝でお過ごしのこととお慶び申し上げます。

私自身、本年は年間を通じ、精力的に政治活動をさせていただきました。とりわけ議会において積極的な議論を様々な視野と角度をもって行わせていただいたところです。つい先だって富山県議会 1 1 月定例会を無事終えさせていただきました。議会開会初日には富山県議会が初めて取り組みました決算特別委員会における総括質疑を行い、少数精鋭 5 名の議員が質問に立てる機会の 1 人に恵まれ、知事及び部局長に質問を行い、それぞれに意義のある回答や説明をいただきました。また、予算特別委員会においても 60 分の時間を頂戴し、資する機会を得ました。私のような、さしたる組織、団体、業界等、後ろ支えのない市民派の議員がこのような公の場において自由に発言、討論できますのも日頃よりお支えいただいている皆様のおかげと心より感謝申し上げます。今後とも叱咤激励はもちろんのこと、さらなるご指導を賜りますようお願いいたします。

以下、議会での質問項目とその内容でございます。ご一読いただければ幸いです。

※決算特別委員会での質問項目

- 問 1 バス路線の利便性向上について
- 問 2 中小企業の振興と人材確保について
- 問 3 生活環境の保全について
- 問 4 水産業の振興について
- 問 5 国際観光の推進について

※予算特別委員会での質問項目

- 問 1 富山米新品種「富富富」について
- 問 2 県民の安全確保について
- 問 3 子育て支援について
- 問 4 公共交通・道路維持修繕対策について

以上の項目を立て、40 分間及び 60 分の時間で質問させていただきました。総質問数は 28 問となりますので要約してお知らせさせていただきます。

○公共交通の要となるバス路線においては経路の膠着状態が長く続いており住民サービスの劣化が進んでいる。運行業者の赤字補填となる欠損補助はすべて税金であるが費用対効果が薄く改善されていない。積極的な県当局の関与と地域住民の声をくみとり、生活環境に即した経路の変更、新設及び運行間隔などの見直しや対応が急務だ。

○中小企業の経営状況は決して明るくない。好景気に指標される景気判断は一部の大企業などに限定されており、デフレ経済から脱却していない。個人消費も冷え込んだまま展望が見いだせない。このまま、再来年 10 月に消費税率が 10% に引き上げられればさらなる景気失速、企業財務体質の劣化が予想される。制度融資の要件緩和を強く要望する。所得格差

は広がり続け、貧富の2極化が極端に進むと社会不安が増大し混乱が予想される。

○富山湾の環境保全については世界で最も美しい湾クラブに認定された現在でも海中などに不燃ごみや空き缶、空き瓶、あしよしなどが堆積し、ひとたび海が荒れ大波が押し寄せれば海岸域はごみであふれかえるのが現状である。重機を使い海中の回収作業も含め抜本的な対策を強く要望する。

○富山県のイメージはうまい魚であるがそれを捕獲する漁業従事者が人出不足と担い手不足で困窮している。県は農業担い手施策に1億円を投じているが、漁業関連ではその10分の1にも満たない。もっと積極的に取り組んで漁業の推進に努め、環境整備に取り組むべき。

○あいの風富山鉄道の沿線100キロを活かして観光列車の企画を進めよ。現在も取り組んでいるが県外客が主だった対象であり導入効果が低い。今後は地元県住民の自治体や企業の利用促進を主体とし、知恵を絞った楽しい企画を立てればどうか。例えば100キロの延伸を利用しての車窓をバックに料理など供しながらカラオケを楽しむなどの運行をすれば利用促進が図れる。企画内容の検討をすべきである。

○富山米新品種「富富富」の販売戦略について不安が広がっている。生産者及び販売業者等、関係者においては本格生産及び販売について当局からの説明が乏しく不信も募っている。知事はコシヒカリを超えるトップブランドにしたいというのが現在のコシヒカリは魚沼産コシヒカリに次いでの高品質で販売価格も高い。生産者も二の足を踏んでおり現状は計画どおりに進んでいないのではないかと。的確な対策が必要だ。更にいうなれば過剰な規制を生産者にかけてはいけない。時代に逆行しているかに受け止められる。

○交通事故の加害者側となる自転車に対して、高額な賠償金支払い判決が出ている。先だって他県ではあるが、傘さし、スマホいじり、音楽を聴き、いわゆるながら運転による死亡事故も発生している。交通指導取り締まりはもとより被害者保護の観点から賠償保険の強制加入条例の検討を始めるべきである。すでに全国13都道府県及び政令指定都市で導入され施行している

○北朝鮮の脅威が日増しに高まり、日本海沿岸に北朝鮮の不審船、難破船が毎日のように漂着し報道されている。富山県としての海岸漂着に対する対応を整えていく必要がある。県民の不安解消に努めることが肝心だ。

○保育行政や放課後学童教室など子供を取り巻く行政サービスで著しい地域間格差がみられる。その解消に努めるとともに関係自治体との連携も不可欠である。

○道路の整備状況が悪いため冠水や水たまりなどを多く見受けられる。国道、県道、市道など利用者は区別されていない。良好な通行状況になるよう県が主体的になって修繕に努め関係団体に申し入れをすべきだ。

以上が主だった内容ですがそれぞれの成果や進捗状況については経過を見ながら随時、指摘を促し、履行されますよう今後も注視してまいります。

皆様のご意見・ご要望が活動の原動力となります。ご理解をお願いいたします。

政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)			
コピーカウンター料金			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	コピーカウンター料金	44820	
	《 合 計 》	44820	
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 2,541 -

但 複合機 カウンター締め料金として

入金日平成29年 6月 1日 上記正に領収いたしました
平成29年5月御請求分 ¥2,541-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 3,421 -

但 複合機 カウンター締め料金として

入金日平成29年 8月 1日 上記正に領収いたしました
平成29年6月御請求分 ¥3,421-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 2,628 -

但 複合機 カウンター締め料金として

入金日平成29年 9月 6日 上記正に領収いたしました
平成29年8月御請求分 ¥2,628-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 1,261-

但 複合機カウンター締め料金として

入金日 平成29年 10月 5日 上記正に領収いたしました
平成29年9月御請求分 ¥1261-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の12
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 1,920-

但 複合機カウンター締め料金として

入金日 平成29年 11月 2日 上記正に領収いたしました
平成29年10月御請求分 ¥1920-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の12
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領 収 証

笠井和広

様 No. _____

¥ 5,486-

但 複合機カウンター締め料金として

入金日 平成29年 11月 29日 上記正に領収いたしました
平成29年11月御請求分 ¥5486-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の12
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111
FAX 076-420-3112



領収証

笠井和広

様 No. _____

¥ 4,466 -

但 複合機 カウンター締め料金として


入金日平成29年 12月 26日 上記正に領収いたしました

平成29年12月御請求分 ¥4,466-

収入
印紙

内訳	_____
税抜金額	_____
消費税額等 (%)	_____

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
 有限会社 アイ システム
 TEL 076-420-3111
 FAX 076-420-3111



領収証

笠井和広

様 No. _____

¥ 13,649 -

但 複合機カウンター締め料金及びネットワーク点検作業費として


入金日平成30年 1月 26日 上記正に領収いたしました

平成30年1月御請求分 ¥13,649-

収入
印紙

内訳	_____
税抜金額	_____
消費税額等 (%)	_____

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
 有限会社 アイ システム
 TEL 076-420-3111
 FAX 076-420-3111



領収証

笠井和広

様 No. _____

¥ 3,737 -

但 複合機 カウンター締め料金として

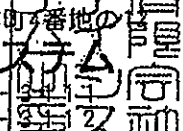
入金日平成30年 3月 1日 上記正に領収いたしました

平成30年2月御請求分 ¥3,737-

収入
印紙

内訳	_____
税抜金額	_____
消費税額等 (%)	_____

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の1
 有限会社 アイ システム
 TEL 076-420-3111
 FAX 076-420-3111



領 収 証 笠 井 和 広

様 No. _____

¥ 5,711-

但 複合機 カウンター締め料金として

入金日平成30年 3月 26日 上記正に領収いたしました

平成30年3月御請求分 ¥5,711-

収 入
印 紙

内訳
税抜金額
消費税額等 (%)

〒939-8207 富山市布瀬本町4番地の3

有限会社 アイ システム

TEL 076-420

FAX 076-420



930-0010

平成30年 3月20日 締切分 請求No. 00001456

富山県富山市稲荷元町2丁目7-10
サンシャイン88 1F

939-8207 富山県富山市布瀬本町4-12
有限会社 アイ システム
TEL 076-420-3111 FAX 076-420-3112
振込先：富山第一銀行 根室町支店(普)036316
高岡信用金庫 富山支店(普)0691647
北陸銀行 清水町支店(普)4381780

笠井 和広 様

(025071)

ご不明な点がございましたらご連絡下さい。
※明細欄は税別金額です

下記の通り御請求申し上げます

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
3,737	3,737	0	5,288	423	5,711

日付 伝票番号	商品コード/商品名	数量	単位	単価	金額
03.01 49	振込 富山第一銀行				3,737
03.20 168	複合機 MX2517FN カンパ-締め 平成30年1月22日～平成30年2月26日使用分				
	9999 モ/ク 1枚/2.5円	813	枚	2.5	2,033
	9999 カ- 1枚/15円	217	枚	15	3,255
	消費税				423
	【入金額】				3,737
	【売上額】				5,288
	【外税額】				423
	【売上合計額】				5,711
	2/26 JNB 57 笠井				

政務活動費対象事業実績報告書

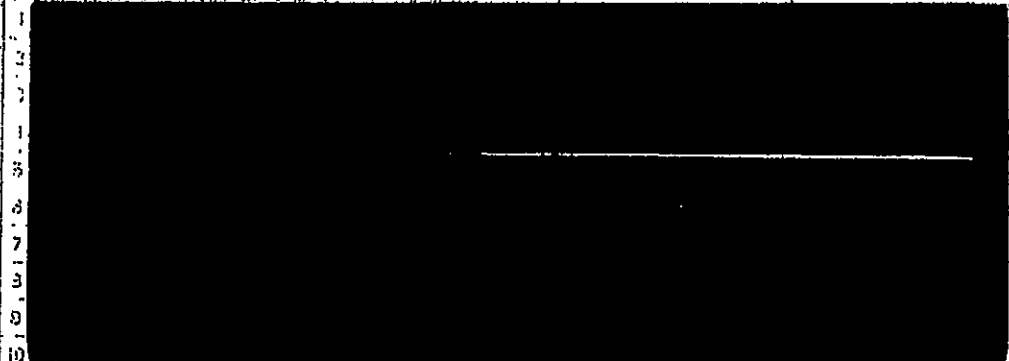
平成30年3月31日

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)	新聞購読料		
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	新聞購読料	36864	3072円×12か月
		《合計》	36864
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			



* 明 細 : 通 算 振 込 金 額 等 *



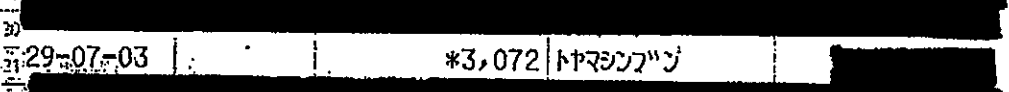
11	29-04-03	*3,072	トナマツンフ"ン	
----	----------	--------	----------	--



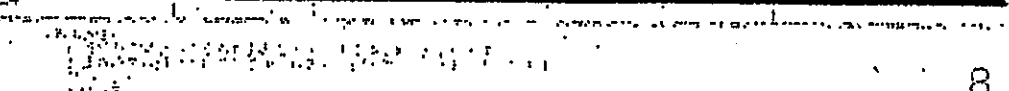
13	29-05-02	*3,072	トナマツンフ"ン	
----	----------	--------	----------	--



17	29-06-02	*3,072	トナマツンフ"ン	
----	----------	--------	----------	--



21	29-07-03	*3,072	トナマツンフ"ン	
----	----------	--------	----------	--



Faint, illegible text at the bottom of the page.



年月日 時間 場所 内容 備考

29-08-02

*3,072 | トチリシテ

29-09-04

*3,072 | トチリシテ

29-10-02

*3,072 | トチリシテ

29-11-02

*3,072 | トチリシテ

29-12-04

*3,072 | トチリシテ

30-01-04

*3,072 | トチリシテ

回数指定払い								
利用日	利用店名・商品名	利用者	支払方法 ※1	利用金額 ※2	手数料 ※3	支払総額	当月請求額 ※4	翌月繰越 残高
2018/01/12	北國新聞スマート	本人*	1回	3,072円	0円	3,072円	3,072円	0円
回数指定払い小計							336,033円	0円

リボのお支払い予定								
	前月繰越 残高	新規 利用分	調整額	残高合計	元金	手数料 ※5	当月請求額 ※6	翌月繰越 残高
ショッピング								
キャッシング								
リボのお支払い予定小計								

2018/03 お支払い金額	
ご返済金額	0円 (※2)

- ※1 お支払い金額は仮確定時の金額であり、仮確定以降のお支払い変更・キャンセルなどが反映された正式なご請求金額は、上段ページの「ご請求金額」をご確認ください。
- ※2 ご返済金額は当月度のご利用内容精算の結果、ご返金となった場合の金額を記載しております。
ご返済日は、毎月27日(休日の場合は翌営業日)です。

お支払い予定表		
ご請求年月	ご請求予定金額	お支払い後残高
2018/03	36,033円	0円

- ※ 現在のご利用金額をもとに半年先までのお支払い予定を表示しています。
- ※ 口座振替の場合、お支払い日の前日までにご請求口座へご入金ください。
- ※ ご請求口座が表示されている場合でも、金融機関での口座登録手続きの進捗によりお引き落としができない場合がございますのでご了承ください。

ご請求金額の明細の表示について

※ 支払方法の表記は次の通りとなります。

- 1回:1回払い(ボーナス1回払い含む) 均等:均等分割払い リボ:リボ払い
- ボ2回:ボーナス2回払い ボ併用:ボーナス併用払い

一括+アルファベットa~d ... ご利用情報処理時点でご指定された支払い方法の枠を超過したご利用分
 一括+アルファベットe,f ... 弊社会員規約に基づき、ご指定されたお支払い回数に変更となったご利用分
 1回w ... 自動リボサービスにご登録中、ご利用情報処理時点で割賦枠を超えたため翌月1回払いとなったご利用分

- ※ 利用者欄に*「アスタリスク」表示のある明細は、当月新規のご利用分となります。
- ※ ご利用加盟店からご利用情報が到着した時点でご利用情報処理を行いますので、ご利用情報処理時点でご指定された支払い方法の枠を超過する場合は、翌月一括でのご請求となります。
- ※ 楽天ビジネスカードに付帯する楽天ETCカードを複数枚お持ちの方につきましても、利用者欄へ「本人」と記載させていただいております。あらかじめご了承ください。

回数指定払い

利用日	利用店名・商品名	利用者	支払方法 ※1	利用金額 ※2	手数料 ※3	支払総額	当月請求額 ※4	翌月繰越 残高
[Redacted]								
2018/02/01	北國新聞スマート	本人*	1回	3,072円	0円	3,072円	3,072円	0円
回数指定払い小計							374,278円	0円

リポのお支払い予定								
	前月繰越 残高	新規 利用分	調整額	残高合計	元金	手数料 ※5	当月請求額 ※6	翌月繰越 残高
ショッピング								
キャッシング								
リポのお支払い予定小計								

2018/04 お支払い金額	

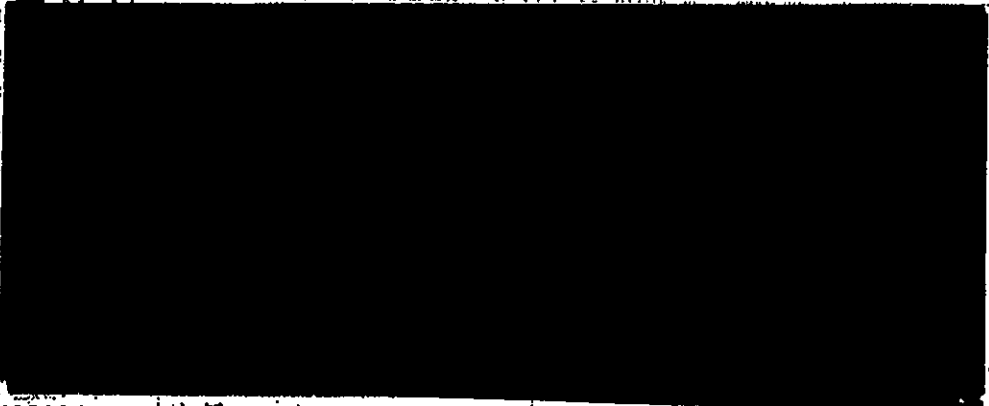
政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名、県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容) <p style="text-align: center;">事務所借り上げ料</p> <p style="text-align: center;">富山市稻荷元町2-7-10 サンシャイン88 210号室</p>			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	事務所家賃	540,000	月額45,000円×12か月
		《合計》	540,000
《領収書貼付枠》(原則、領収書を複数、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			



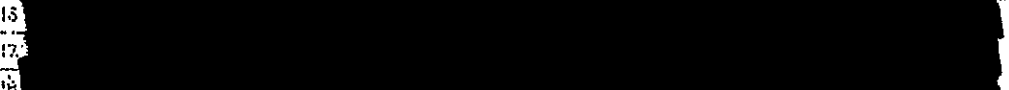
※ 海 陸 空 運 送 料 別 記 載 小 冊 子 必 須 申 告 用 意 務 請 注 意



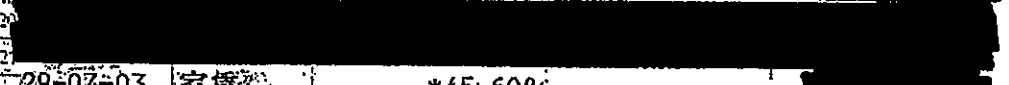
12	29-04-03	家賃	*49,192
----	----------	----	---------



15	29-05-02	家賃	*45,608
----	----------	----	---------



19	29-06-02	家賃	*50,360
----	----------	----	---------



12	29-07-03	家賃	*45,608
----	----------	----	---------





29-08-02	家賃	*50,230	*475,792
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
29-09-04	家賃	*45,608	*420,870
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
29-10-02	家賃	*49,452	*369,966
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
29-11-02	家賃	*45,608	*816,018
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
29-12-04	家賃	*48,804	*761,944
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
30-01-04	家賃	*45,608	*51,317
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]



年 月 日 測 量 日 時 分 秒 測 量 部 門 測 量 部 門 測 量 部 門

[Redacted]

30-02-02 家賃 *48,934 *159,202

[Redacted]

30-03-02 家賃 *45,608 *104,596

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

請求書

平成 29年 3月 23日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシモセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/04月度】
前月請求額 45,608
前月入金額 45,608
今回請求額 49,192
合言十言請求額
¥49,192

【今回請求内訳】
家賃 45,000
共益費
町内費 500
水道代 3,584
口振手数料 108

【ご連絡】
弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物
/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》
北陸銀行 稻荷町出張所
(普通)4067610 マシモセンター

請 求 書

平成 28年 4月 24日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシヨセンタ
TEL 076-491-3839
(夜間・緊急) 491-5572

【28/05月度】

前月請求額
49,192

前月入金額
49,192

今回請求額
45,608

合 計 請求額
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシヨセンタ

請 求 書

平成 29年 5月 23日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシオンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/06月度】
前月請求額 45,608

前月入金額 45,608

今回請求額 50,360

合 計 請求 金額
¥50,360

【今回請求内訳】
家賃 45,000

共益費

町内費 500

水道代 4,752

口振手数料 108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物
/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。 犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します。
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシオンセンター

請 求 書

平成 29年 6月 23日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシオンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/07月度】

前月請求額
50,360

前月入金額
50,360

今回請求額
45,608

合 計 請求 額
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシオンセンター

サンシャイン88 210号室 請求書

平成 28年 7月 24日

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシオンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【28/08月度】

前月請求額 45,608

前月入金額 45,608

今回請求額 50,230

合十言習求後頁 50,230

【今回請求内訳】

家賃 45,000

共益費

町内費 500

水道代 4,622

口振手数料 108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシオンセンター

請 求 書

平成 29年 8月 23日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシヨンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/09月度】

前月請求額 50,230
家賃 45,000

前月入金額 50,230

今回請求額 45,608

合計請求金額
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃 45,000

共益費

町内費 500

水道代

口振手数料 108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承頂きます。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4087610 マシヨンセンター

請 求 書

平成 29年 9月 22日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシオンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【28/10月度】

前月請求額
45,608

前月入金額
45,608

今回請求額
49,452

合 計 請求 額
¥49,452

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費
500

町内費
500

水道代
3,844

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》
北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシオンセンター

請 求 書

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

平成 29年 10月 24日

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシヨンセンター
TEL. 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/11月度】

前月請求額
49,452

前月入金額
48,452

今回請求額
45,608

合言十言請求後額
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシヨンセンター

請 求 書

平成 29年 11月 21日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシヨンセンター
TEL.076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【29/12月度】

前月請求額
45,608

前月入金額
45,608

今回請求額
48,804

合 計 請求額
¥48,804

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代
3,196

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承ください。

《振込先口座》

北陸銀行・稲荷町出張所
(普通)4067610 マシヨンセンター

請求書

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

平成 29年 12月 22日

〒230-0048 倉山市白銀町3番2号
株式会社マンションセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【30/01月度】

前月請求額
48,804

前月入金額
48,804

今回請求額
45,608

合言十言請求総額
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物
/ 不燃物に分けて指定日時に出して下さい。 犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂きますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マツヨリビル

請 求 書

平成 30年 1月 23日

サンシャイン88 210号室
笠井 和広 様

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マシヨンセンター
TEL 076-491-3939
(夜間・緊急) 491-5572

【30/02月度】

前月請求額
45,608

前月入金額
45,608

今回請求額
48,934

合計請求額
¥48,934

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代
3,326

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します。尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稲荷町出張所
(普通)4067610 マシヨンセンター

請求書

平成 30年 2月 22日

サンシャイン 88 210号室

〒930-0048 富山市白銀町3番2号

株式会社マシオンセンター

TEL. 076-491-3939

(夜間・緊急) : 491-5572

笠井 和広 様

【30/03月度】

前月請求額
48,934

前月入金額
48,934

今回請求額
45,608

合言十言書习た容真
¥45,608

【今回請求内訳】

家賃
45,000

共益費

町内費
500

水道代

口振手数料
108

【ご連絡】

弊社にて口座振替の手続きをした方は毎月2日が引落日です。家賃等は滞納しないようお願いいたします。ゴミは可燃物/不燃物に分けて指定日時に出して下さい。犬猫等の動物の飼育は禁止します。

上記の通り請求申し上げます。ご査収の上、月末迄に指定銀行口座へご入金頂けますようお願い致します
尚、明細は20日時点の調査結果です。行き違いがあった場合は、ご了承願います。

《振込先口座》

北陸銀行 稻荷町出張所

(普通)4067610 マシオンセンター

住宅賃貸借契約書

(①から④までの内容は別紙による)

- 賃貸人① (以下甲) と賃借人② (以下乙) との間に次のとおり住宅の賃貸借契約を締結する。
- 第1条 (住宅の表示等) 甲は次に掲げる甲所有の住宅を乙に賃貸借する。〔所在地〕② 〔住宅の表示〕④
- 第2条 (契約期間及び契約更新) 本契約の期間は⑤までとする。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前以内に契約更新を行い、乙は更新料及び事務費として更新料の家の1/2の割合で管理費を支払う事。持参・送金にて支払う事を承諾しました。但し第3条及び第4条家賃等の金額についての条件は、⑥の条件とする。
- 第3条 (家賃等の支払) 家賃は月額⑥円、共益費は月額⑥円、水道料及び下水道料⑦円とする。水道・電気・ガス・電話料がメーターによる場合は、毎月20日頃に検計し各一般家庭料金表等により毎月請求する。
2. 駐車料金は月額1台⑥円(消費税含む)と定め家賃と共に支払う事。降雪時の除雪は乙が行う事。また、降雪時は除雪・融雪費用として甲は実費を追徴する事が出来る。
3. 乙は家賃等を毎月末日までに翌月分を下記の甲の口座へ振り込む事。自動引落しの場合は甲の指示に従う事。振込料・自動引落料は乙の負担とする。(振込銀行⑦)
4. 賃貸借の開始日が月の中途のときは日割計算とする。又終了日が月の中途であっても1ヶ月とし計算する。
5. 乙は家賃等を滞納したときは100円につき日歩4銭の割合による遅延損害金を滞納賃料と同時に支払う。
- 第4条 (敷金) 乙は敷金として金⑧円を甲に差入れる。敷金には利息を付けない。
2. 第6条により家賃が増額された時は、甲は家賃の増額分に見合う相当額まで敷金を増額する事ができる。
3. 本契約が終了して、乙が賃貸借物件の明渡しを完了した月から20日以後に返還する。但し、乙が本契約に基づき甲に対して債務を負担する場合は、甲は任意に乙の債務の弁済に充当することができる。契約期間中に乙は敷金をもって家賃その他本契約上の乙の債務の弁済に充当できない。
4. 乙は敷金返還請求権の全部又は一部を他人に譲渡し、又担保に供してはならない。
5. 敷金返還に伴う振込み手数料は、乙の負担とする。
- 第5条 (諸料金の負担) 貸室内の電気、ガス、水道、町内会費、電話代等の使用料その他の諸費用は乙の負担とし、諸費用は甲の要求があれば家賃と同時に甲に振込み、甲が代わって支払うこととする。
- 第6条 (家賃等の改訂) 賃料等は、諸物価、公租公課の増額等により2年経過以降、甲乙協議の上、改定する。
- 第7条 (注意義務) 乙は住宅及び共同使用施設を公序良俗の原則のもとに注意し、善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
2. 甲が乙に貸与した鍵は、乙は善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受け、その費用は乙が負担することとする。
- 第8条 (目的外使用、転貸等の禁止) 乙は住宅の全部または一部につき、これを居住以外の目的に使用し、若しくは転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。
- 第9条 (修理等の費用の負担) 次の各号に掲げる修理等に要する費用は、乙の負担とする。
- 一 畳、建具類その他住宅内部の付属器具類の表替え張替え取替え小修理清掃電球蛍光灯等。
 - 二 その他住宅の使用上生じた費用(共益部を除く)で、通常賃借人の負担とされるもの。
 - 三 賃貸借契約後に壁クロス・じゅうたん・カーペットの張替え、畳表替え等の乙の要求によるもの。
- 第10条 (承諾事項) 乙は甲の承諾を受けないで、次の各号に該当する行為をしてはならない。
- 一 親族以外の者を同居させること。
 - 二 住宅の模様替えその他工作を加えること。
 - 三 犬・猫等の動物を飼育すること。
 - 四 出入口の鍵の追加設置、交換、複製の作成。
 - 五 階段・廊下等共有部分への物品の設置や看板・ポスターの広告物の掲示。
- 第11条 (通知事項) 乙は下記に該当する場合には直ちに甲に通知しなければならない。
- 一 乙および乙の同居人全員が引続き7日以上留守にするとき。
 - 二 新たに親族を同居させるとき。
 - 三 乙の氏名、または連帯保証人の氏名、もしくは住所に変更があったとき。
 - 四 連帯保証人が死亡、もしくは乙、もしくは連帯保証人が破産等の申立を受けたとき。
 - 五 住宅または共同施設等が損傷し、または損傷するおそれが生じたとき。
 - 六 乙が死亡した場合には、乙の相続人は直ちに甲に通知しなければならない。
- 第12条 (損害賠償・事故) 乙(その家族、使用人、訪問者を含む)の故意または過失による賃貸借物件に損傷故障、その他の損害を与えたときは、乙は遅滞なくその旨甲に連絡し、甲より請求あり次第直ちに甲の蒙った損害の一切を賠償しなければならない。
2. 天災地変、火災、盗難その他当事者の責に帰すべきでない理由によって蒙った甲または乙の損害に対しては、各相手はその責を負わないものとする。
3. 甲は建物内部共用部分、駐車場での事故、ケガ等は一切賠償及び保証は致しません。
- 第13条 (住宅への立入) 甲又は甲の指定する管理人は建物管理上必要あるとき、家賃を1ヶ月以上滞納した時は賃貸借物件に立入り適宜の措置をとることができる。
- 第14条 (契約の消滅) 天災地変、火災その他甲の責に帰すべきでない理由により賃貸借物件を通常の用に供することができなくなったときは本契約は当然に消滅する。

第15条 (契約の解除) 甲は乙が次の各号に該当し又は賃貸借契約事項に違反した時は本契約を解除とする。

- 一 甲の承諾を受けないで契約開始日に入居しないこと。
- 二 第3条に定める家賃等を1ヶ月以上所定期日までに支払わなかったとき、または第5条所定の諸料金の支払いを1ヶ月以上滞納したとき。
- 三 乙が危険、不潔、近隣の迷惑となる行為や乙の行為が共同生活の秩序を乱すと甲が認めたとき。
- 四 乙及び同居人が刑事事件等で逮捕されたとき。
- 五 その他乙が本契約の諸条項に違反したとき。
- 六 本物件に居住後暴力団関係者、覚醒剤関係者等の出入りがあり、近隣より苦情の発生を生じた場合は甲は乙に対して一方に本契約を解除することが出来る。尚この場合乙は直ちに本物件を引き払い退去し、如何なる名目を持ってするを問わずに一切金品等の請求をしないものとする。

2. 前項の規定により甲が本契約を解除したことにより乙が損害を蒙ることがあっても、その賠償の責めを負わない。又甲及び甲の管理会社が契約解除の通知を出した翌日に乙の部屋の電気・ガス・水道を止め鍵を替え入居できなくする事を乙は承諾した。

第16条 (予告解除) 乙が本契約を解除するときは、退去月の前月までにその旨甲に予告しなければならない。

乙の予告期間がその条件に満たない時は、乙は違約金として1ヶ月分の家賃を甲に支払う事。

2. 乙が本契約締結後6ヶ月以内に契約を解除する時は1ヶ月分の家賃を甲に支払う事。尚、契約時にフリーレントサービスを受けた場合は、本契約締結後12ヶ月以内に契約を解除する時はフリーレント適応金額も甲に支払う事とする。
3. 賃貸借期間満了による退去も解除と同等とする。

第17条 (住宅からの退去等) 本契約が終了するときは、乙は賃貸借物件を原状に回復の上、期限までに退去しなければならない。また第15条による契約解除のときは、即日退去するものとする。

いずれの場合も、乙は立退料その他名目の如何を問わず金銭その他を請求しない。

2. 乙は退去する10日前までに甲に申し出て、住宅の検査を受けなければならない。
3. 乙は前項の規定により検査を受けるときに、第5条に規定する諸料金の領収書を甲に提示する事。
4. 期限終了後においても住宅から退去しないときは、乙は終了の翌日から退去する日までの家賃相当額の倍額を損害金として、甲に支払わなければならない。
5. 乙が退去後に賃貸借物件内の残置した物は、甲に任意にこれを処分することが出来る。
6. 退去する際、乙は甲に清掃代として⑩円を支払う事。1年以上入居の際、諸物価の変動にともない金額が変更される場合があります。尚、金額の記載がない場合は実費を甲に支払う事。
7. 乙は次の入居者が決まっている時等により損害が他に及ぶ場合は、その損害金の全額を支払う事。
8. 当マンションにおいて退去時、修繕・張替え等特別償却費として⑩円(⑩に金額に記入がある場合のみ)支払う事。乙の故意・過失により発生する費用は別途甲に支払う事。
9. 喫煙による壁・天井・床等の張替え及び、故意による破損にかかる修繕費は全額乙が負担する。

第18条 (意思表示の通知先) 本契約により基づき甲が乙に対してなす意思表示は乙の住居へ電話、又は書面を交付して行う。尚不在等により乙が書面を受取ることが出来ない場合には、甲は当該書面を乙の申出場所に書留郵便をもって送付することとし、その書留郵便が通常到着すべきときに乙に到達したものとみなす。

第19条 (無断駐車) 甲が行う他人の駐車場に無断駐車した乙の車の撤去を乙は承諾し、費用は乙が支払う事。

第20条 (連帯保証人) 連帯保証人は乙と連帯して本契約に基づく一切の責めを負う。

2. 連帯保証人は、乙と連帯して自動更新、更新契約にかかわらず、本契約が存在する限り、本契約から生ずる乙の一切の責めを負担しなければならない。
3. 乙は甲から連帯保証人の追加又は変更の指示を受けた場合には、遅滞なく必要な手続きを執らなければならない。

第21条 (身元引受人) 乙及び同居者の身元引受人は連帯保証人が兼ねる事とする。

第22条 (法人契約) 乙が法人の場合、入居者は、役員、従業員及びその家族に限定するものとし、甲に届出る事とする。

2. 入居者に変更が生じる場合は、事前に乙は甲に通知するものとする。

第23条 (保険の加入) 乙は必ず、管理会社指定の家財保険に加入し、規定の料金⑬円を支払う事。2年経過後は自動継続保険料は必ず支払う事。持参・送金にて支払う事を承諾しました。

第24条 (管轄裁判所) 甲、乙、及び連帯保証人は、本契約から生ずる権利義務について紛争が生じたときは、甲の住所地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とすることに合意する。

第25条 (反社会的勢力ではないことの確約) 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会勢力ではないこと。
- 三 反社会勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。

第26条 (特約条項) ⑭

住宅賃貸借契約書（契約内容明細）

①	賃貸人（甲）	(株)竹勘		
②	賃借人（乙）	笠井 和広		
③	住宅の所在地	〒930-0010 富山市稲荷元町2-7-10		
④	住宅の表示	サンシャイン88 鉄筋コンクリート造 7階・4階建 210号室		
⑤	契約期間	平成 28年 11月 16日 より 平成 30年 11月 16日 まで		
⑥	家賃等（月額）	家賃	45,000円	
		共益費		
		町内費	500円	
		水道代	メーターによる	
		口振手数料	108円	
⑦	振込み銀行	北陸銀行 稲荷町出張所 普通4067610 マンションセンターヤマ		
⑧	敷金			
⑨	UBカーテン代			
⑩	清掃代	32,400円		
⑪	特別償却費			
⑫	更新手数料	22,500円		
⑬	入居者相互会費		住宅総合保険料	15,000円
⑭	特約事項			

平成 28年 9月 7日

賃貸人（甲） 〒939-8212 富山市掛尾町256-1
(株)竹勘

代理人 〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マンションセンター
免許番号富山県知事 (7) 第1743号

代表取締役 林 勇一

賃借人（乙） 住所 富山県 富山郡 黒野町 215-3

氏名 笠井 和広

乙の連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

〒930-0048 富山市白銀町3番2号
株式会社マンションセンター
代表取締役 林 勇一
免許番号富山県知事 (7) 第1743号
取引主任者 林 勇一

重要事項説明書（賃貸借用）

平成 28年 9月 7日

笠井 和広 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条の規定に基づき、次の通り説明します。
この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。

免許番号 国土交通大臣・富山県知事 (7) 第1743号
 事務所所在地 〒930-0048 富山市白銀町3番2号
 商号(名称) 株式会社マンションセンター
 代表者氏名 代表取締役 林 勇一
 取引主任者氏名 XXXXXXXXXX
 登録番号 第 XXXX 号

物件	所在地	〒930-0010 富山市稻荷元町2-7-10	
	種類	鉄筋コンクリート造 7階・4階建	
	名称	サンシャイン88 210号室 (49.00㎡)	
	交通	地鉄線 稻荷元町駅 徒歩 約3分	
貸主	住所	〒939-8212 富山市掛尾町256-1	
	氏名	(株)竹勘	TEL 076-495-2505

供託所等に関する説明

宅地建物取引保証協会の名称および住所 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会
東京都千代田区岩本町2丁目6番3号

所属地方本部の名称及び所在地 社団法人 全国宅地建物取引業保証協会富山支部
富山市元町2丁目3番11号

弁済業務保証金の供託所及びその所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号

条 件	家賃	月額	45,000円	設 備	ガ ス	天然ガス(専用メーター)
	共益費	月額			水 道	公共上水道メーター・B棟定額
	町内費	月額	500円		電 気	専用メーター
	水道代	月額	メーターによる		台 所	専用
	日振手数料	月額	108円		トイレ	水洗 公共下水道
					浴 室	浴槽有り
					排 水	有り 公共下水道
					電 話	配管のみ
					E V	有り
					冷暖房	有り
					駐車場	駐車場総台数 64
	敷金				住居以外の使用禁止/動物の飼育禁止 上下水道料は毎月徴収。定額又は富山市料金表による。 抵当権の設定有り。他、別添資料参照。	
	礼金					
	仲介料(税込)		48,600円			
	住宅総合保険料		15,000円			
	契約期間		24ヶ月			
	報酬額		(契約時) 家賃の1ヶ月分		(更新時) 家賃の1ヶ月分の半額	

管理の委託

氏名(商号又は名称) 株式会社マンションセンター
住所(主たる事業所の住所) 〒930-0048 富山市白銀町3番2号 TEL 076-491-3939

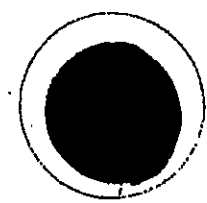
契約の解除に関する事項 契約を解除する時は1ヶ月前に(株)マンションセンターに連絡のこと
備考 解除違約の時は1ヵ月分の賃料を支払うこと

社団法人 富山県宅地建物取引業協会

以上の重要事項について説明をうけ、重要事項説明書を受領しました。

住 所 富山市大泉一区南部215-3

氏 名 笠井和広



別添

重要事項説明書（賃貸借用）におけるアスベスト(石綿)使用調査結果の記録および耐震診断の記録等については、以下の通りとします。

1.アスベスト(石綿)使用調査結果の記録の有無

無し

本物件について、アスベスト(石綿)使用の有無に関する調査結果の記録が保存されているか貸主に紹介致しましたが、そのような記録は保存されていないとの事でした。

2.耐震診断の記録の有無

無し

本物件について、耐震診断に関する記録が保存されているか貸主に紹介致しましたが、そのような記録は保存されていないとの事でした。

昭和56年の建築基準法改定後に建築された建物の場合は本項目は説明対象外。

3.当該建物が土砂災害警戒区域内にあるか否か

当該建物は土砂災害警戒区域外にあります。

4.当該建物が造成宅地防災区域内にあるか否か

当該物件は造成宅地防災区域外にあります。

5.当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波災害警戒区域外にあります。

6.登記簿に記載された事項についての補足説明

短期賃貸借制度の廃止（改正民法の平成16年4月施行）に伴うものです。

既に（根）抵当権が設定されている場合で、該当（根）抵当権の基づく不動産競売がなされたときは、買受人は賃貸借契約及び敷金を引き継ぎません。また、競売による所有権移転後は買受人に賃料相当額を支払った上で6ヶ月以内に本物件から退去しなくてはならない場合もありますので、予めご承知おきください。

以上
(株)マンションセンター
富山市白銀町3番2号

賃貸住宅の共同生活に関する規約

(前文) この規約は、賃貸住宅の賃借人が必ず遵守しなければならない共同生活の基本的ルールを定めたものです。

第1条 (賃借部分の善管注意)

賃借人は賃借部分の善管注意に関して、特に以下の各号を遵守しなければなりません。

- (1) 通風等を行い、室内に結露やカビが発生しないよう注意する事。
- (2) 水回りの管理に注意し、階下への水漏れがないようにする事。
- (3) 推薦トイレ及び流し台等は、排水管にものを詰まらせないよう注意する事。
- (4) 電気、ガスの取扱については、事故の発生しないようにする事。
- (5) 日常使用する物以外で、危険物といわれるものは持ち込まない事。

第2条 (一般的遵守事項)

- (1) テレビ、オーディオ、その他楽器類の音量は、周囲に迷惑がかからない程度におさえる事。
- (2) ドアの開閉は静かに行う事。
- (3) 階上に住居する者は、物やゴミ屑等を下へ落とさないよう十分注意する事。
- (4) 悪臭を放って、近隣に迷惑をかける事。
- (5) ペットの飼育をしない事。

第3条 (駐車場)

- (1) 契約駐車場の場合、空いていても他の車を駐車してはなりません。
- (2) 入居者は、自転車、バイク及び自動車等を路上駐車しない事。入居者の知人の車の場合も、入居者が責任をもって、注意する事。
- (3) 自動車、バイクの空ぶかしはしない事。

第4条 (共用部分)

- (1) バルコニーでの水の使用は、階下に水漏れが生じる為、十分注意する事。
- (2) 隣に続いているバルコニーの場合は、火災発生時の避難の為、隣との仕切り板の付近に物を集積しない事
- (3) エレベーター内で、物を散らかしたり、落書きやつばを吐く及び汚物等で、汚さない事。
- (4) 共用部分を不法占拠したり、私物を置いたりしない事。

第5条 (ゴミ処理、清掃)

- (1) 共用部分は、常に清潔にする事。
- (2) ゴミはゴミ袋 (指定) に入れ、必ず指定日に所定のゴミ集積所に出す事。
- (3) ガラス、空缶等の燃えないゴミや危険物等の廃棄物は、指定日に所定の場所に危険のないように処理する事。
- (4) 転入転出時等に大量の廃棄物がある場合は、自己の責任において他に迷惑をかけるないように処理する事。

第6条 (防火対策)

- (1) 自然発火、引火爆発の恐れのあるものは、建物内に持ち込まない事。
- (2) 階段、消火栓、消火器、避難器具の付近には、絶対に物を置かない事。

第7条 (その他の禁止事項)

- (1) 建物及び敷地内にチラシ等を提示する一切の行為。
- (2) 電気、ガス、給排水等の設備の許容量に影響を及ぼす施設、機械器具等を新設付加又は変更する事。
- (3) 共用部分で喫煙する事。
- (4) 他の居住者及び近隣居住者に迷惑をかけた、不快の念を抱かせる行為をする事。

第8条 (管理業者からの注意)

入居者は、管理業者から共同生活上の指示や注意があった場合、すみやかに、これに従わなければなりません。

第9条 (規約違反)

以上の各条項に関し、違反の程度が著しい賃借人に対しては、本賃貸借契約を解除するものとする。

上記、内容を確認しました。

賃借人署名

竹中 和広

以上

★解約申し入れについて

1. 解約予定日の1ヶ月前までに別紙添付の書類にて提出して下さい。
退去月の前月に提出ない場合は違約金が1ヶ月分掛かります。
2. 本契約終結後6ヶ月以内に契約を解除する時は1ヶ月分の違約金が掛かります。(第16条2項)
3. 解約日が月の途中であっても1ヶ月分の家賃が掛かります。
(日割りは出来ません。)
4. 通知年月日は、解約通知書の受理日付となります。
※郵送の方は消印有効です。
5. 貴殿の解約通知により、入居募集に入ります。
6. 解約通知後の解約日の変更はできません。
7. 万が一、解約日が変更になった場合で、貸主又は管理者に損害が生じた際は、借主の負担となります。
8. 退去後、ゴミ・残置物等がある場合、処分費用が掛かります。
9. 電話の移転手続き・郵便等、移転通知を提出して下さい。
10. 公共料金の停止手続きをして下さい。
(電気・ガス・水道等、借主にてお願いします。)
(※家賃に水道料金が含まれている場合は、水道の手続きは不要。)
(※ポルタ上袋の入居者は下水道のみ停止して下さい。)

以上、承諾しました。

借借人氏名

望井和久

政務活動費対象事業実績報告書

平成30年3月31日

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・表請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)			
事務所電気料金			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	電気料金	76496	29.4 6780
			29.5 5159
			29.6 5165
			29.7 6801
			29.8 9596
			29.9 7419
			29.10 6540
			29.11 5579
			29.12 6179
			30.1 9216
		《合計》	76496
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	日	金額	円
29		4		6,780	0
振込人 (ご契約名)		笠井 和広		消費税等相当額(再掲) 円	502
お支払期日		5月22日		精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 使用場所 高山市 稲荷元町2丁目7-10
 ヲンナンイ288 240
 お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	6780	502
合計	6780	502

北陸電力株式会社 7/4
 お客様サービスセンター
 TEL 0120-776453
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客様主控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	日	金額	円
29		5		5,159	9
振込人 (ご契約名)		笠井 和広		消費税等相当額(再掲) 円	382
お支払期日		6月21日		精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 使用場所 高山市 稲荷元町2丁目7-10
 ヲンナンイ288 240
 お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5159	382
合計	5159	382

北陸電力株式会社 7/31
 お客様サービスセンター
 TEL 0120-776453
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客様主控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	日	金額	円
29		6		5,165	5
振込人 (ご契約名)		笠井 和広		消費税等相当額(再掲) 円	382
お支払期日		7月21日		精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 使用場所 高山市 稲荷元町2丁目7-10
 ヲンナンイ288 240
 お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	5165	382
合計	5165	382

北陸電力株式会社 7/4
 お客様サービスセンター
 TEL 0120-776453
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客様主控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	日	金額	円
29		7		6,800	0
振込人 (ご契約名)		笠井 和広		消費税等相当額(再掲) 円	503
お支払期日		8月21日		精算額(再掲) 円	

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 使用場所 高山市 稲荷元町2丁目7-10
 ヲンナンイ288 240
 お客様番号 [REDACTED] 計算区 17

契約	金額 (円)	消費税等相当額 (再掲) (円)
211	6800	503
合計	6800	503

北陸電力株式会社 7/31
 お客様サービスセンター
 TEL 0120-776453
 5万円(消費税等相当額を除く)以上印紙貼付
 (お客様主控)2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	分	金額	円
29		8		9,596	6
振込人 (ご契約名)					消費税率相当額 (再掲) 円
笠井 和広					710
お支払期日					精算額 (再掲) 円
9月21日					

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

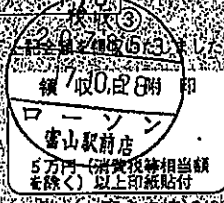
使用場所 富山市 稲荷元町2丁目7-10

メーター番号 88-210

お客さま番号 [REDACTED] 計地区 17

契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)
211	9,596	710
合計	9,596	710

北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
0120-776453



○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
○本票により集金人が集金することはできません。
○裏面もご覧ください。(お客さま控) 2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	分	金額	円
29		9		7,419	9
振込人 (ご契約名)					消費税率相当額 (再掲) 円
笠井 和広					549
お支払期日					精算額 (再掲) 円
10月20日					

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

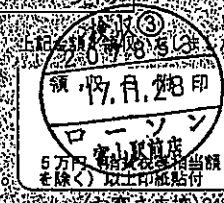
使用場所 富山市 稲荷元町2丁目7-10

メーター番号 88-210

お客さま番号 [REDACTED] 計地区 17

契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)
211	7,419	549
合計	7,419	549

北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
0120-776453



○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
○本票により集金人が集金することはできません。
○裏面もご覧ください。(お客さま控) 2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	分	金額	円
29		10		6,540	0
振込人 (ご契約名)					消費税率相当額 (再掲) 円
笠井 和広					484
お支払期日					精算額 (再掲) 円
11月20日					

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

使用場所 富山市 稲荷元町2丁目7-10

メーター番号 88-210

お客さま番号 [REDACTED] 計地区 17

契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)
211	6,540	484
合計	6,540	484

北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
0120-776453



○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
○本票により集金人が集金することはできません。
○裏面もご覧ください。(お客さま控) 2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	分	金額	円
29		11		5,579	9
振込人 (ご契約名)					消費税率相当額 (再掲) 円
笠井 和広					407
お支払期日					精算額 (再掲) 円
12月20日					

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。

使用場所 富山市 稲荷元町2丁目7-10

メーター番号 88-210

お客さま番号 [REDACTED] 計地区 17

契約	金額 (円)	消費税率相当額 (再掲) (円)
211	5,579	407
合計	5,579	407

北陸電力株式会社
お客さまサービスセンター
0120-776453



○取納印のないもの、金額を訂正したものは無効です。
○本票により集金人が集金することはできません。
○裏面もご覧ください。(お客さま控) 2485

電気料金振込依頼書兼領収書

受取人		北陸電力株式会社			
平成	年	月	日	分	秒
29	12	金額	6	1	79
振込人 (ご契約名)		笠井 和広 452			
お支払期日		1月18日			

この日を過ぎますと延滞利息を申し受けます。
 使用場所 富山市 桶衝元町2丁目7-10
 〒930-0888 210

契約	金額	消費税等相当額
211	6179	452
合計	6179	452

北陸電力株式会社
 お客さまサービスセンター
 0120-776453
 12月 17日 17:12:27
 500円 (消費税等相当額を除く) 以上印紙貼付
 (お客さま控) 2485

毎度ご利用いただきありがとうございます。
 電気ご使用量のお知らせ

お客さま番号 [REDACTED]
 ご契約種別 従量電灯B
 ご契約容量 30A 210

今回検針日	2月20日
ご使用期間	1月22日~ 2月19日
ご使用量	324 kWh

次回検針日 3月20日
 支払期日 3月22日
 (前年同月のご使用量 (1月23日~ 2月19日))
 388kWh

笠井 和広

項目	金額
基本料金	712円80銭
電力量料金 (1段階目)	2,102円40銭
電力量料金 (2段階目)	3,839円40銭
電力量料金 (3段階目)	552円48銭
再エネ発電賦課金	855円00銭

供給地帯特定番号 05-0000-0000-0023-1430-0000

電気料金等領収証	
領収年月	平成30年 1月分
領収金額	9,216円
消費税等相当額 (再掲)	882円
再エネ発電賦課金 (再掲)	979円
ご使用量 (合計)	371kWh

上記金額を 2月 5日にクレジットカードにより
 領収いたしました。

(ご注意) 本票により集金することはありません。
 (送料及び請求書のお知らせ (1枚あたり))
 今月分 0.00円 / 来月分 0.17円
 [再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1kWhあたり)]
 2.64円

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率 (倍)
全日	181	2683	2359	324	1



北陸電力株式会社 技針員 [REDACTED]
 小売電気事業者登録番号 A0271
 住所: 富山県富山市牛島町 15 番 1 号

毎度ご利用いただきありがとうございます。
電気ご使用量のお知らせ

笠井 和広

様

供給地点特定番号
05-0000-0000-0023-1430-0000

お客さま番号 [REDACTED]
ご契約種別 従量電灯B
ご契約容量 30A 210

平成30年 3月分	今回検針日	3月20日
	ご使用期間	2月20日~ 3月19日
ご使用量	269 kWh	

次回検針日 4月19日
支払期日 4月19日

【前年同月のご使用量（2月20日~ 3月21日）】
369kWh

基本料金	712円80銭
電力量料金（1段階目）	2,102円40銭
電力量料金（2段階目）	3,178円17銭
燃料費調整額	45円73銭
再エネルギー調整額	710円00銭

内訳

電気料金等領収証	
領収年月	平成30年 2月分
領収金額	8,062円
消費税等相当額（再掲）	597円
再エネルギー調整額（再掲）	856円
ご使用量（合計）	324kWh

上記金額を 3月 6日にクレジットカードにより領収いたしました。

（ご注意）本票により集金することはありません。
（燃料費調整単価のお知らせ（1kWhあたり））
今月分 0.17円 / 来月分 0.27円
【再生可能エネルギー発電促進賦課金（1kWhあたり）】
2.84円

※ご契約変更等で実際の請求額と異なる場合がございます。

検針結果	計器番号	今回指示数	前回指示数	差引	乗率（倍）
全日	181	2952	2683	269	1



北陸電力株式会社 検針員 [REDACTED]
小売電気事業者登録番号 A0271
住所：富山県富山市牛島町15番1号

政務活動費対象事業実績報告書

平成30年3月31日

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)			
車輦リース料			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	リース料金	517752	86292円×12か月 50%按分
		《合計》	517752
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			



銀行預金: 銀行: 個人: 定期

4月

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

0295-4-27	86,292	利息	*182,148*
-----------	--------	----	-----------

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

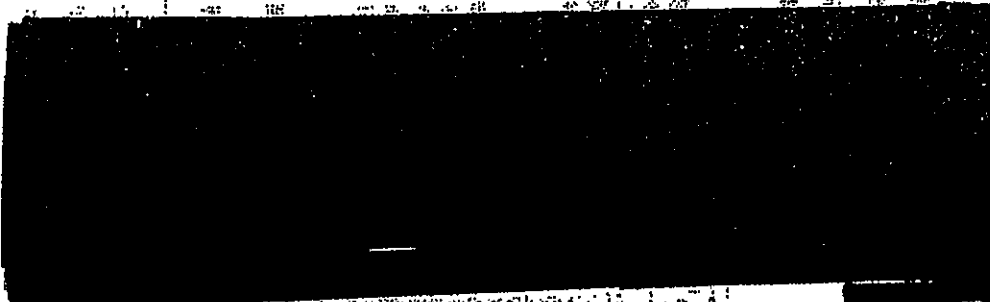




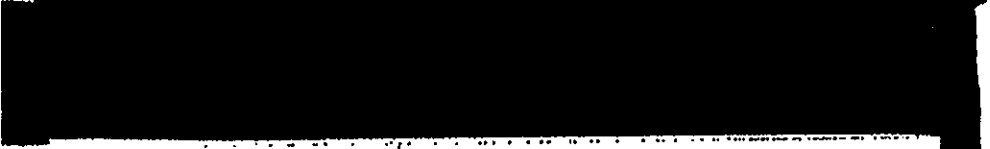
普通簿記 第 1 冊

昭和 29 年 5 月 29 日

5月



029-5-29 (86) 292705

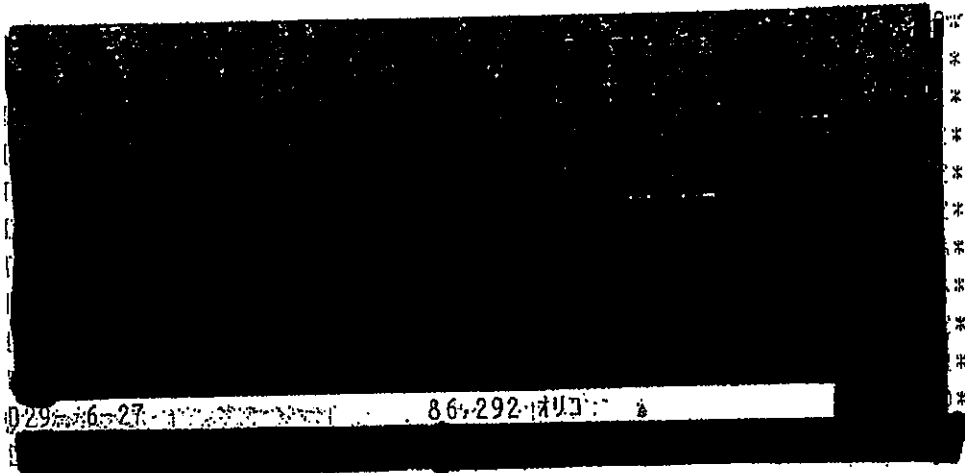


[Redacted text line]





6月



029/6-27-1986 . 86-292-1717





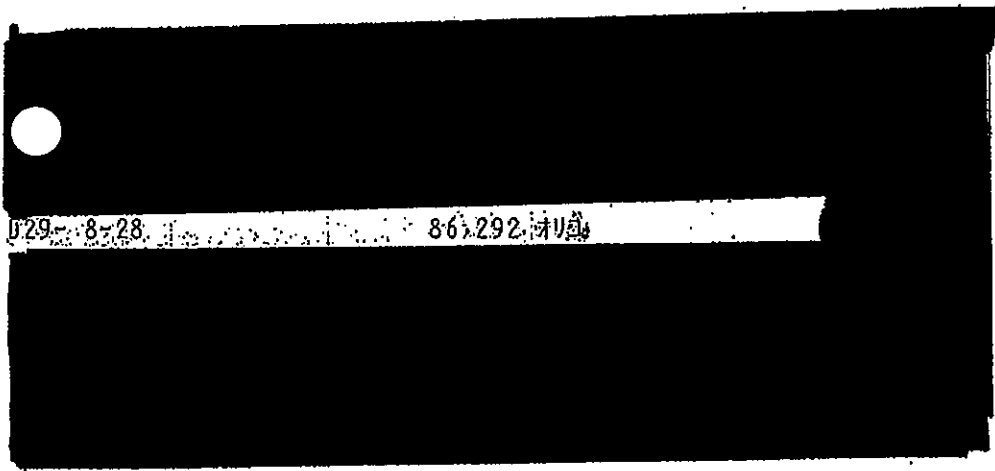
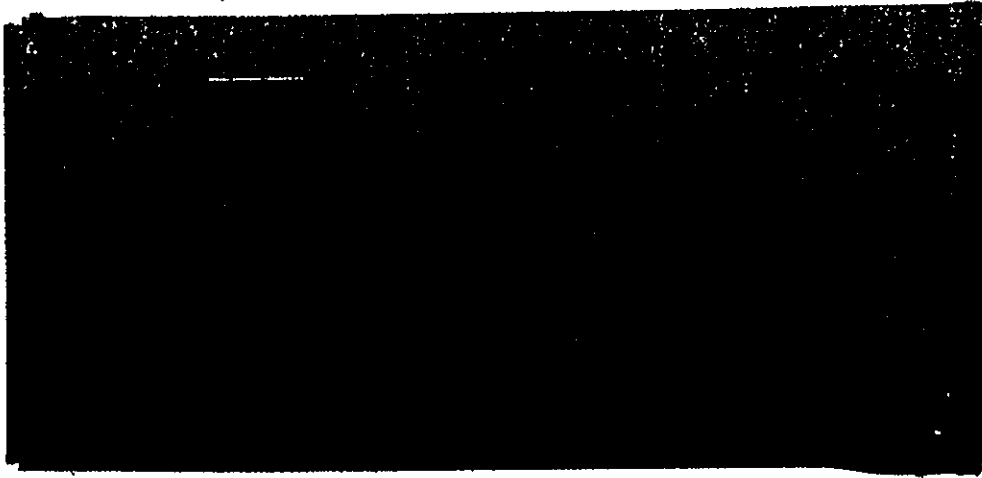
713

029 76-27: For 1986, 292-1101





8月



D29-8-28 86-292-104

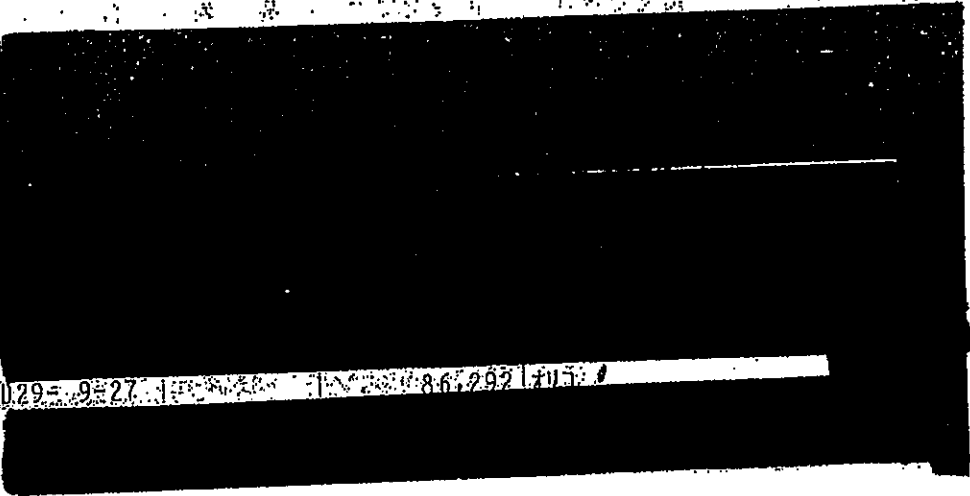
29. 10. 2

漢通報一紙





00000000000000000000



9月

029-9-27 11:20:00 86,292 105





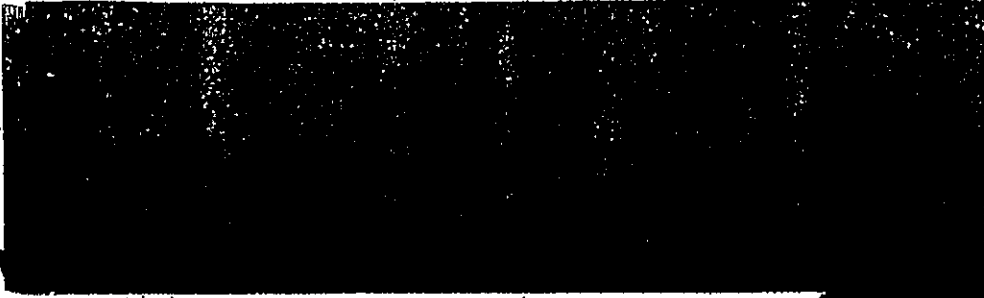
10月

029-10-27 86,292 743





11月



029-11-27 86,292





12月

029-12-27 86,292: 10口#

12



普通預金(兼お借入明細)

*差引残高欄に「-」印があるものは貸付残高です。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24	D30- 1-29		86,292	利息

1. 本簿は、ご本人の口座振替用として発行されたもので、お預り金額は、お振込みされた金額に、お支払金額を差し引いた金額です。
 2. 本簿の記載内容が、お振込みされた金額と異なる場合は、お振込みされた金額が正しいものと見做し、本簿の記載内容に誤りがあるものと見做して、お振込みされた金額を正しく記載してください。
 3. 本簿の記載内容が、お振込みされた金額と異なる場合は、お振込みされた金額が正しいものと見做し、本簿の記載内容に誤りがあるものと見做して、お振込みされた金額を正しく記載してください。

2月



普通預金(兼お借入明細)

4

*差引が金額に(-)印あるものは繰越残高です。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23	D30- 2-27		86,292	アリコ

1. 証券類をご入金の場合は前欄に記号(債券、預込)とお支払可能日を印字します。但し、お支払可能日別は証券類により異なります。詳細は窓口にお問合せ下さい。
2. 異変別に「*AD*」、「*CD*」等の「* *」のついた差引については再記載いたします。

3月



普通預金(兼お借入明細)

*差引残高欄に「-」印があるものは貸越残高です。

年月日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21	D30- 3-27		86,292	お預り
22				
23				
24				

1. 定額をご入金の際は摘要欄に定額(給与、賞金)とお支払可成日を
 印字します。但し、お支払可能時刻は振替期により異なります。詳細は
 窓口にお問合せ下さい。

2. 摘要欄に「*A D*」、「*C R*」等の「* *」のついた取引につい
 ては掲載いたしません。

上記の差引残高を新通帳へ繰越しました
 30,512

郵便はがき



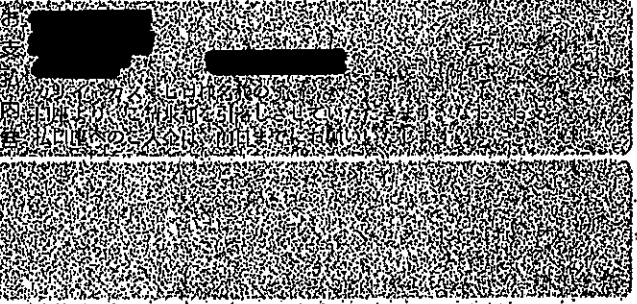
お支払計算書 平成27年7月10日

お客様名 笠井 和広 様
 契約番号 [REDACTED]

商品ご利用いただきましてありがとうございます。今月のご利用額は、本件「お支払計算書」となります。

ご利用日	ご利用店名	ご利用商品名	回数	ご利用額①	会員手数料②
27.6.1	ウエルカムオート	OAL/フリップス/H27	35	3106512	0

取次費用③	事務費用④	お支払日
0	0	毎月27日
3106512 円		



Webでもご利用明細を確認できます。お客様のeオrico版IDは、
 eオricoサービスへは、オricoWebサイト www.orico.co.jp から

消費税のご案内

- 1. 2回払い（2回払いでも頭金を支払っている場合は除く）をご利用のお客さまへ・・・請求の分割払い手数料の欄に金額の記載がある場合は、その金額に消費税が含まれています。*融資ご利用の方は除かれます。
- リース（保証方式）をご利用のお客さまへ・・・毎月のご請求金額には、消費税が含まれています。

支払年月日	借入額	返済額	返済回数	返済残高	支払年月日	借入額	返済額	返済回数	返済残高
127.727	172584	172584	0	2933928	128.727	86292	86292	0	1898424
227.827	86292	86292	0	2847636	128.827	86292	86292	0	1812132
327.928	86292	86292	0	2761344	128.927	86292	86292	0	1725840
427.1027	86292	86292	0	2675052	128.1027	86292	86292	0	1639548
527.1127	86292	86292	0	2588760	128.1128	86292	86292	0	1553256
627.1228	86292	86292	0	2502468	128.1227	86292	86292	0	1466964
728.127	86292	86292	0	2416176	129.127	86292	86292	0	1380672
828.229	86292	86292	0	2329884	129.227	86292	86292	0	1294380
928.328	86292	86292	0	2243592	129.327	86292	86292	0	1208088
1028.427	86292	86292	0	2157300	129.427	86292	86292	0	1121796
1128.527	86292	86292	0	2071008	129.529	86292	86292	0	1035504
1228.627	86292	86292	0	1984716	129.627	86292	86292	0	949212

◆お引き落とし金額のご請求について・・・登記ご利用以外に当社クレジットで同一口座の引き落としがある場合、請求は合算された金額となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

裏面もごさいますので、必ずご覧ください。

料金後納
郵便

〒 939-8052
富山県富山市大泉大泉1区南部 2-15-3
笠井 和広 様

契約番号

03006372-01/01-1006372#

親展

ご利用明細書在中

株式会社ガリエントコーポレーション
名古屋クレジッドC 富山
TEL 052-231-3711
〒 460-0008
愛知県名古屋市中区東2丁目1番1号
白土地名古屋ビル17階

クレジット契約書に旧利率で記載されている各借手利率については、平成26年4月1日より順次新利率

支払年月日	請求額	繰上り額内訳		毎月繰上り残高
		月本払い分	ボーナス払い分	
25/29/7/27	86,292	86,292	0	862,920
26/29/8/28	86,292	86,292	0	776,628
27/29/9/27	86,292	86,292	0	690,336
28/29/10/27	86,292	86,292	0	604,044
29/29/11/27	86,292	86,292	0	517,752
30/29/12/27	86,292	86,292	0	431,460
31/30/1/29	86,292	86,292	0	345,168
32/30/2/27	86,292	86,292	0	258,876
33/30/3/27	86,292	86,292	0	172,584
34/30/4/27	86,292	86,292	0	86,292
35/30/5/28	86,292	86,292	0	0
36/30/6/27				
37/30/7/27				
38/30/8/27				
39/30/9/27				
40/30/10/27				
41/30/11/27				
42/30/12/27				
43/30/1/29				
44/30/2/27				
45/30/3/27				
46/30/4/27				
47/30/5/28				
48/30/6/27				
49/30/7/27				
50/30/8/27				
51/30/9/27				
52/30/10/27				
53/30/11/27				
54/30/12/27				
55/30/1/29				
56/30/2/27				
57/30/3/27				
58/30/4/27				
59/30/5/28				
60/30/6/27				
61/30/7/27				
62/30/8/27				
63/30/9/27				
64/30/10/27				
65/30/11/27				
66/30/12/27				

納車確認書

のたびは弊社オートリースをご利用いただきありがとうございます。
取りましたリース車両につきまして、ご納車内容のご確認として下
のリース案内申し上げます。必ず記載内容をご確認ください。
車に関して、ご不明な点がございましたら、本車到着日より14日以内
書面にて弊社担当窓口までご連絡ください。

ご契約内容

リース期間
2016年01月01日
から
2016年03月31日
まで
リース料
1000円/月
（消費税別）
リース料
1000円/月
（消費税別）
リース料
1000円/月
（消費税別）

本契約には任意保険が含まれておりません。
お客様の責任にて必ずご加入ください。

重要事項のご案内

リース契約における自動車リース契約書並びに
保証委託契約説明書は必ず再度お読みください。

◇ リース満了時の残価精算について

残価精算方式がオープンエンド契約(積算あり方式)で契約の場合、
契約満了時、残存価格とリース契約満了時点における査定額との
差額を精算する方式となります。残存価格は、リース満了時点の
残存価格(売却価格)を指します。査定額は、リース満了時点の
査定額を指します。残存価格が査定額を上回る場合は、リース
料に含んでおらず、別途お支払いいただく必要があります。査定額
が残存価格を上回る場合は、査定額と残存価格の差額を精算して
いただきます。査定額は、リース満了時点の査定額を指します。
査定額は、お客様の責任となります。

◇ 契約走行超過時のご注意について

残存価格精算方式がオープンエンド契約(積算あり方式)で契約の
場合は、リース契約満了時、走行キロメートル超過した場合、
リース料に含んでおらず、別途お支払いいただく場合があります。
走行超過料金は、お客様の責任となります。

◇ 事故に遭われた場合について

リース期間中に事故に遭われた場合は、加入の保険等のある、
事故に備わっている保険に加入してください。保険金以外の
費用は、お客様の責任となります。

◇ 契約内容のご変更について

お客様の氏名(社名)、住所、電話番号等に変更があった場合は、
代理店または弊社営業所に必ずご連絡ください。変更料金は、
お客様の責任となります。

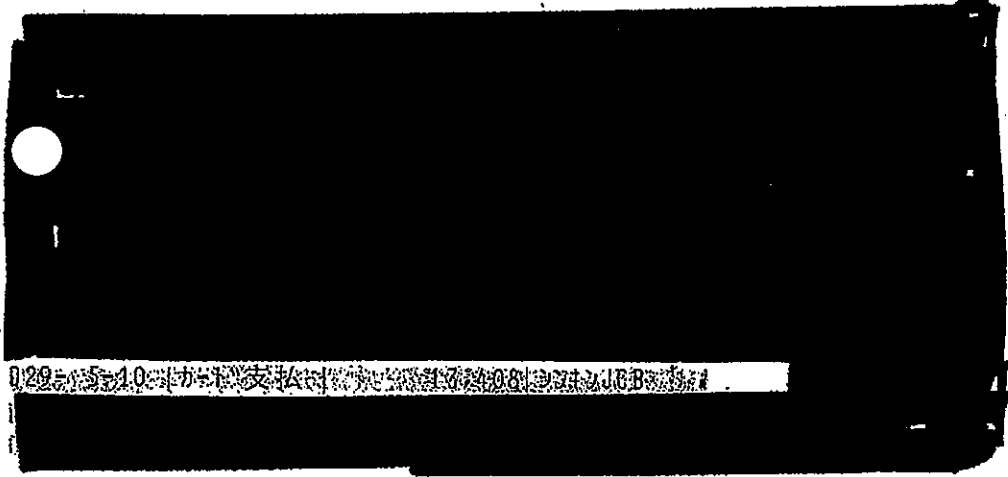
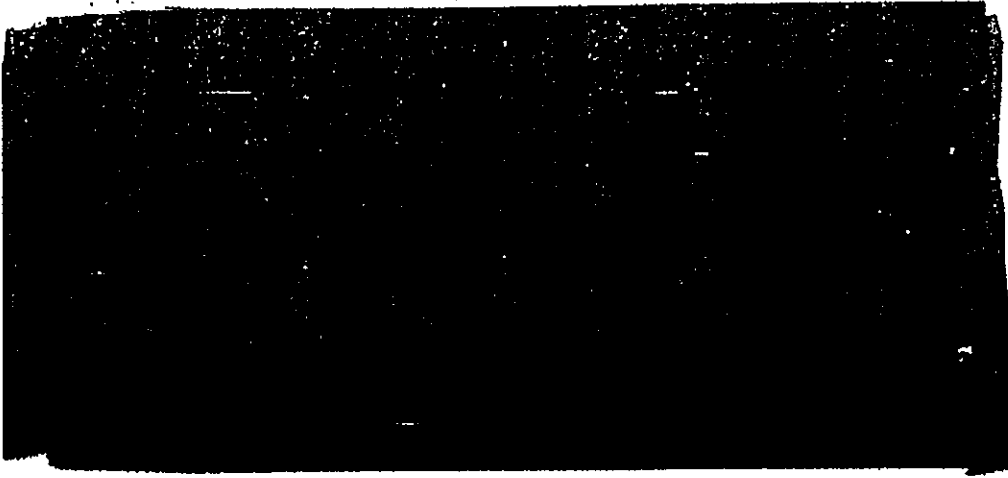
◇ 中途解約について

リース期間の途中で解約は原則としてできません。但し、お客様が中途
解約を希望される場合において、弊社営業所がリース期間の中途
での解約を認めた場合は、リース車両をご返却いただくとともに、
弊社営業所が定める中途解約金のお支払いを条件として中途解
約が可能です。また、リース期間が満了前、または使用不能状態となった場合にお
いて、リース期間の途中で解約となり、中途解約金をお支払いいただきます。

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広聴費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)			
通信費			
通話料金			
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額(円)	備考
	電話料金4月分	2649	
	電話料金5月分	2649	
	電話料金6月分	2643	
		《合計》	7941
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			



5月



029-540-10-10 支社 061-272-0811 支社 061-272-0811



ご利用料金内訳明細書

お客様のご請求締日は毎月20日になります。

お客様ご契約数

1件 発行日 2017年 5月 1日

電話番号(お客様番号等)	料 金 内 訳	内 訳 金 額 (円)	税区分
	手数料 請求書発行手数料	200	8 %
	小計	200	
	** 契約期間 2年 9ヶ月 **		
	基本料 通話定額基本料 [3月21日~ 4月20日]	4,200	8 %
	割引 スマ放題 専用2年契約	-1,500	8 %
	通話料 通話定額基本料 対象外通話	0	8 %
	定額料 データ定額ミニ 2GB	3,500	8 %
	通信料 S!メール(MMS) @0.05円 34407Pkt	1,719	8 %
	通信料 PCダイレクト@0.05円 13811Pkt	690	8 %
	通信料 4GLTEPCダイレクト@0.05円 13198171Pkt	659,908	8 %
	(通信量合計 13246389Pkt [1.58GB])		
	割引 データ定額ミニ 2GB 対象通信分	-662,317	8 %
	通信料 メール(SMS)	0	8 %
	通信料 メール(SMS) (YM/他社宛)	72	8 %
	月額料 ウェブ使用料(i)	300	8 %
	月額料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i)	467	8 %
	無料 ソフトバンクWi-Fiスポット(i) 無料特典(467円 × 100%)	-467	8 %
	月額料 あんしん保証バック(i) プラス	650	8 %
	月額料 テザリングオプション	500	8 %
	無料 テザリングオプション無料特典	-500	8 %
	月額料 iPhone基本パック	500	8 %
	割引 月月割 (割引額は2,835円(税込)です)	-2,625	8 %
	端末代 分割支払金/賦払金	4,760	対象外
	その他 ユニバーサルサービス料	2	8 %
	合計	10,059	
	(内課税対象額(8%))	5,299	
	(内課税対象額 計)	5,299	
	消費税等(8%)	423	
	消費税等 計	423	
	ご請求金額	10,482	
	ポイント情報(このポイントは締日時点です)		
	■ソフトバンクポイント		
	保有ポイント		
	当月基本ポイント		
	ポイント有効期限		
	■Tポイント(ソフトバンク付与分)		
	当月付与予定ポイント		

5799 x 5%

ユニバーサルサービス料は、各々日本全国においてユニバーサルサービス(加入費、会費等、別途料)の提供を確保するためにご負担いただく制度です。本契約内容についてはMy010の契約内容欄よりご確認ください。本契約内容と異なる場合があります。[内訳]と記載される場合がございますが、詳細は記載されておりませんのでご了承ください。裏面も必ずご確認ください

カード年会費またはご利用明細をご案内します。*お支払い(カード年会費は毎年1回、1年分)は指定のお支払い口座より自動振替となります。入金はお案内のお支払い日前日(金融機関営業日)までにお願いします。口座未設定の場合は、カード発行会社までご連絡ください。*お支払い合計金額がマイナスになった場合は、指定のお支払い口座にお振り込みします。

2017年 5月25日

カード名称	
カード番号(一部非表示)	
今回のお支払日	2017年 6月12日(月)
今回のお支払金額合計	1回 10,482円

金融機関名	
支店名	
口座番号(一部非表示)	
口座名義	カサイ カスヒロ

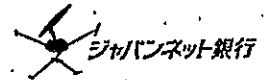
2017年 5月15日 現在

Okidoki for ORIGINAL 【ポイント10%優遇適用中】

当月獲得	ボーナス	ご使用ポイント	累計ポイント	次回失効予定日とポイント数

ご利用日	ご利用先など	ご利用金額(円)	支払回数	お支払金額(円)	摘要
		笠井 和広 様			
2017 4/20	<ショッピング取組(国内)> ソフトバンクM	10482	1回	10482	
	◆お支払小計			10482	
	◆◆今回のお支払金額総合計			10482	

取引明細照会
(普通預金)



支店名 [REDACTED]
口座番号 [REDACTED]
笠井 和広 様

照会期間 2017/ 6 / 27 ~ 2017/ 6 / 27

ページ数 1 / 1

取引日	取引時刻	取引番号	お引き出し金額 (円)	お預け入れ金額 (円)	残高 (円)	摘要	メモ
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
2017/ 6 / 27	12:01:09	00002	20,951		[REDACTED]	現金 カード	
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

政務活動費対象事業実績報告書

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)	事務機器購入		
	1) iPad購入		
	2) プロジェクター		
	3) プロジェクタースクリーン		
上記事業に 要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	1) 機器購入費	56700	113400円 50%按分
	2) 機器購入費	19900	39800円 50%按分
	3) 機器購入費	5250	10500円 50%按分
		【合 計】	81850
《領収書貼付特》(原則、領収書を徹し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

〒939-8052

富山県富山市大泉一区南部215-3

笠井 和広 様



〒106-6140

東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ

Apple Japan, Inc.

送付状

〒106-6140

東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ

Apple Japan, Inc.

笠井 和広 様

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ご依頼頂きました領収証をお送り致します。

下記、破線で切り取り、領収証としてご利用下さい。

敬具

領収証

No S1327145

領収証発行日 平成30年2月2日

笠井 和広 様

¥ 113,400-

但 iPadおよびiPad関連製品代として

印紙税申告納
付につき麻布
税務署承認済

上記正に平成30年1月30日に領収いたしました

ご注文番号： W488921313

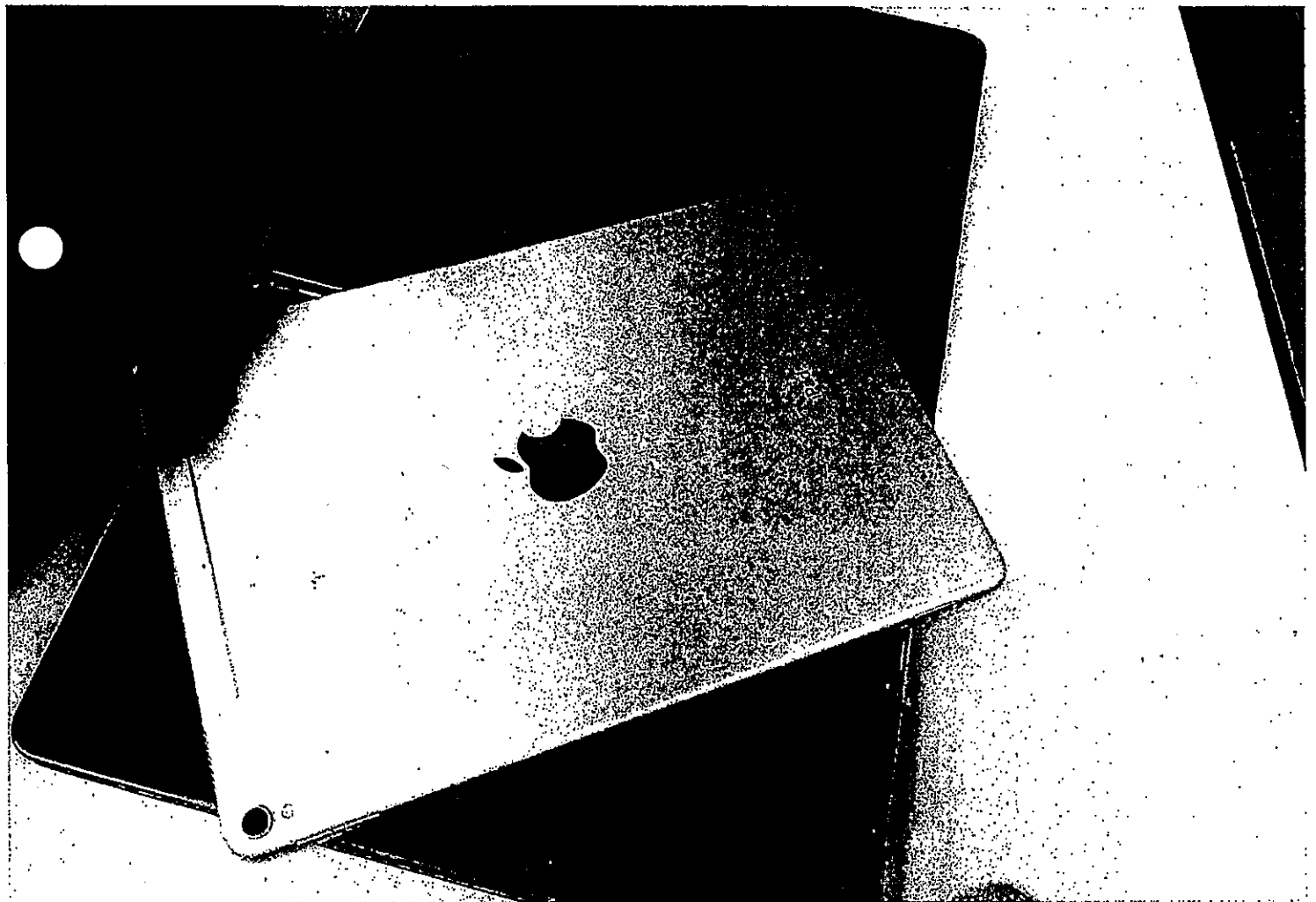
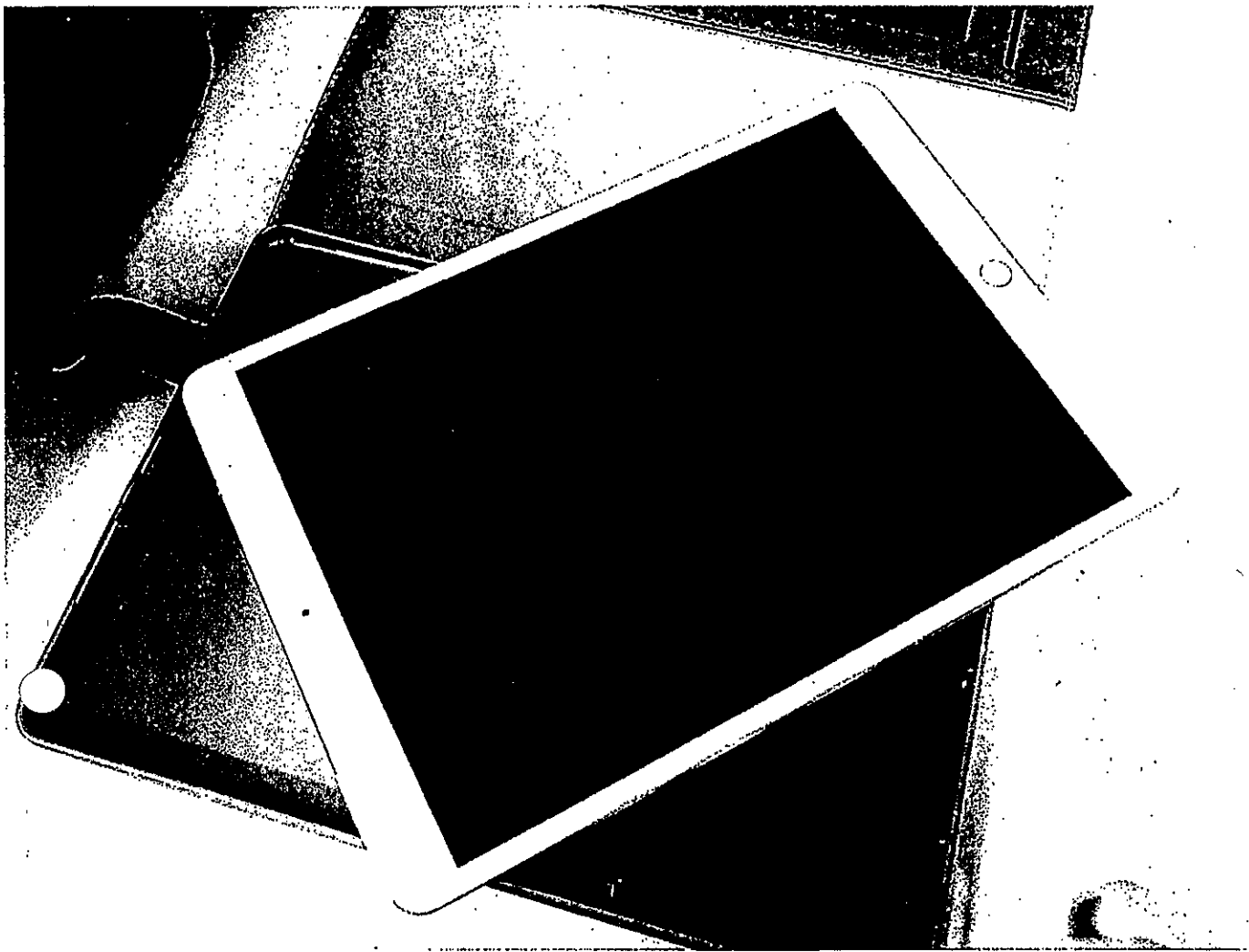
VISAカードにて

税抜金額 ¥105,000-

消費税 ¥8,400-

Apple Japan, Inc.
(Apple Japan合同会社)
東京都港区六本木6丁目10番1号
六本木ヒルズ 〒106-6140





平成30年2月8日

領 収 書

笠井 和広 様

- 金 ¥ 39.800 - 円也

但し、プロジェクター 代として

○ 上記金額正に領収いたしました。

楽天ファクトライズ



PICO LED
PROJECTOR



領収書

笠井 和広 様



山陽トランスポート 株式会社
 岡山県 倉敷市 児島 橋田町 1861
 TEL:086-473-9152 FAX:0120-378-231



下記の通り領収致しました。

領収金額 **¥10,500**(税込)

但し 製品ご購入代として

注文番号:180209-0045

ご利用明細 (納品書)

品番	品名	単価	個数	金額
EEX-PSS1-100	プロジェクタースクリーン 100インチ (三脚・スタンド式・折りたたみ・移動・持ち運び)	¥10,500	1	¥10,500

送料: ¥0

合計金額

¥10,500

政務活動費対象事業実績報告書

平成30年3月31日

会派・議員名 県民クラブ・笠井和広

整理番号		経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
------	--	-------	---

(事業内容)

通信サーバー・ホームページ管理使用料

上記事業に 要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	通信サーバーホームページ	180000	月額料金3万円×12か月 50%按分
	管理使用料		
	《合 計》	180000	

《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)

領収書

2017年4月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年5月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年6月23日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年7月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

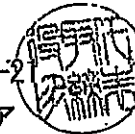
2017年8月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年9月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町 12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年10月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年11月24日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2017年12月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2018年1月25日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2018年2月23日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



領収書

2018年3月23日

笠井和広様

金 30,000 円

ホームページ・サーバー・パソコンメンテナンス費用として

富山市西公文名町12-2
株式会社 ハローモア



整理番号	経費の項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費	
(事業内容)			
人件費			
1) ██████████			
2) ██████████			
3) ██████████			
上記事業に要した経費	経費の内容	金額 (円)	備 考
	1)給料	150000	15万円×2か月 50%按分 5月31日付退職
	2)給料	1265000	22万円×12か月 4月25%按分+5月～3月分50%按分
	3)給料	180000	3万円×12か月 50%按分
	《合 計》	1595000	
《領収書貼付枠》(原則、領収書を徴し、重ならないように貼付すること。枠内に貼付しきれない場合は、別紙に整理すること。)			

雇用契約書

笠井和広を甲、[REDACTED]を乙として下記のとおり雇用契約（労働契約）を締結した。

記

乙の雇用期間及び就業場所は次のとおりとする。

- 1、雇用期間：平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで
- 2、就業場所：富山市稲荷元町 2 丁目 7-10 笠井和広事務所及び県議会県民クラブ控室
- 3、業務内容：政務調査・経理事務及び接客対応

乙の勤務時間は次のとおりとする。

- 1、勤務時間：8 時から 18 時までの 5 時間フレックスタイムとする
- 2、休憩：就業時間内において適宜取得する
- 3、休日は原則土曜日、日曜日とし、甲の業務上必要がある場合は休日及び勤務時間の変更を求めることとする

甲により乙に支払う賃金は、次のように定める。

- 1、支給額：月額 150,000 円とし業務形態の性格上、時間外手当等は支給しない
- 2、支給日：毎月 25 日に現金にて支払う

以上

補足条項

- 1、乙が業務内で知り得た情報及び機密保持に関し、甲はその管理責任を自覚して従事する
- 2、本契約期間内に故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合には賠償の責任を負うものとする
- 3、その他、本契約に定めなき事項については、甲乙双方において都度協議して決定する
- 4、本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が 1 部ずつ保有する

平成 29 年 4 月 1 日

【甲】 富山市大泉 1 区南部 215-3

笠井 和広

【乙】 [REDACTED]

領 収 証 笹井和広

様 No.

〒150-0000

内 訳

4月份給与引

現金

29年4月25日

上記正に領収したものとす

収入印紙

小切手

手 形

前受領額



領 収 証 笹井和広

様 No.

〒150-0000

内 訳

5月份給与引

現金

29年5月25日

上記正に領収したものとす

収入印紙

小切手

手 形

前受領額



Sカード **前半**

日	出	退	時間数
1日			
2日	8:42		
3日	8:46		
4日	8:52		
5日	8:46		
6日	8:48		
7日	8:49		
8日	8:46		
12日	8:45		

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 マックス株式会社

後半 Sカード

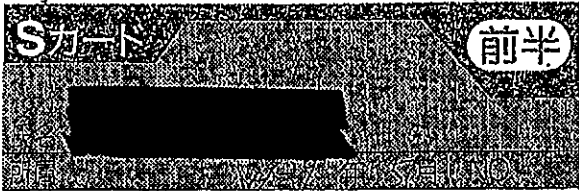
氏名 [REDACTED]
 所属 [REDACTED] 年 月 NO.

日	出	退	時間数
18日	8:47		
19日	8:46		
22日	8:40		
23日	8:45		
24日	8:42		
26日	8:48		
27日	9:43		
28日	8:54		
29日	8:48		
30日	8:48		

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード

MAX CO.,LTD. PAT.



日	出	退	時間数
1日	8:51		
2日	8:45		
3日	7:35		
4日			
5日			
6日	8:50		
7日	8:47		
8日	8:50		
9日			
10日	8:51		
11日	8:47		
12日	6:34		
13日	8:51		
14日			
15日	8:48		
16日	8:52		

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

★マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

★カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ★タイムカードにネームシール/タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本装置の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 マックス株式会社

後半 Sカード
 氏名 [Redacted]
 所属 429 年5月 NO.

日	出	退	時間数
17日	9:00		
18日	8:50		
19日	6:43		
20日	8:45		
21日			
22日	8:47		
23日	8:46		
24日	8:44		
25日	8:52		
26日	6:48		
27日	8:41		
28日			
29日	8:55		
30日	8:44		
31日	8:41		

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAX CO.,LTD. PAT.

雇用契約書

笠井和広を甲、[REDACTED]を乙として下記のとおり雇用契約（労働契約）を締結した。

記

乙の雇用期間及び就業場所は次のとおりとする。

- 1、雇用期間：平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで
- 2、就業場所：富山市稲荷元町 2 丁目 7-10 笠井和広事務所及び県議会県民クラブ控室
- 3、業務内容：政務調査・経理事務及び接客対応

乙の勤務時間は次のとおりとする。

- 1、勤務時間：8 時から 18 時までの 5 時間フレックスタイムとする
- 2、休憩：就業時間内において適宜取得する
- 3、休日は原則土曜日、日曜日とし、甲の業務上必要がある場合は休日及び勤務時間の変更を求めることとする

甲により乙に支払う賃金は、次のように定める。

- 1、支給額：月額 220,000 円とし業務形態の性格上、時間外手当等は支給しない
- 2、支給日：毎月 25 日に現金にて支払う

以上

補足条項

- 1、乙が業務内で知り得た情報及び機密保持に関し、甲はその管理責任を自覚して従事する
- 2、本契約期間内に故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合には賠償の責任を負うものとする
- 3、その他、本契約に定めなき事項については、甲乙双方において都度協議して決定する
- 4、本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が 1 部ずつ保有する

平成 29 年 4 月 1 日

【甲】 富山市大泉 1 区南部 215-3

笠井 和広

【乙】 [REDACTED]

領收証

立井和公 様

金額 99,000.00

内訳

現金

小切手

手形

消数税額等 (%)

99,000

印鑑

領收証

立井和公 様

金額 99,000.00

内訳

現金

小切手

手形

消数税額等 (%)

99,000

印鑑

領收証

立井和公 様

金額 99,000.00

内訳

現金

小切手

手形

消数税額等 (%)

99,000

印鑑

領收証
五井和成 様

金額 ¥220,000

内訳
現金
小切手
その他

他社税額等 (%)

印鑑

印鑑

印鑑

領收証
五井和成 様

金額 ¥700,000

内訳
現金
小切手
その他

他社税額等 (%)

印鑑

印鑑

印鑑

領收証
五井和成 様

金額 ¥220,000

内訳
現金
小切手
その他

他社税額等 (%)

印鑑

印鑑

印鑑

領收証

笠井和成 様

金額	7220000
----	---------

内訳

現金

小切手

手元

消費税額等 (%)

12月25日

印

印

印

領收証

笠井和成 様

金額	7990000
----	---------

内訳

現金

小切手

手元

消費税額等 (%)

12月24日

印

印

印

領收証

笠井和成 様

金額	7220000
----	---------

内訳

現金

小切手

手元

消費税額等 (%)

12月25日

印

印

印

領收証

五井和久 様

金額	¥	220,000
----	---	---------

現金

3月23日

借入金

印

借取税種等 (2)

123 999888

領收証

五井和久 様

金額	¥	220,000
----	---	---------

現金

3月23日

借入金

印

借取税種等 (2)

123 999888

領收証

五井和久 様

金額	¥	220,000
----	---	---------

現金

3月23日

借入金

印

借取税種等 (2)

123 999888

出 勤 簿

(年度)

No. _____

入 社	年	月	日	部 課	氏 名	小りがな [REDACTED]
退 社	年	月	日			

月	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15															
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日		
4 月	1	2	●	●	●	●					●	●	●	●	●	
	16	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●			
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日		
5 月	1	●	●					●	●	●	●	●				●
	16	●	●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日		
6 月	1	●	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
	16	●		●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日		
7 月	1		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	
	16		●	●	●	●			●	●	●	●	●			●
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日		

(年度) 出 勤 簿 No. _____

入 社	年 月 日	部 課	氏 名	小 野 村 公
退 社	年 月 日			

月	出 勤 数				早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
	出 日	勤 数	欠 日	勤 数	早 退	遅 刻	早 出	残 業	休 日	休 日	休 日	休 日	休 日	
8 月	1	●	2	●	3	●	4	●	5		6		7	●
	8	●	9	●	10	●	11		12		13		14	
15		16	●	17	●	18	●	19		20		21	●	
22	●	23	●	24	●	25	●	26		27		28	●	
29	●	30	●	31	●									
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														
9 月	1	●	2		3		4	●	5	●	6	●	7	●
	8	●	9		10		11	●	12	●	13	●	14	●
15		16		17	●	18	●	19	●	20	●	21	●	
22	●	23	●	24	●	25	●	26	●	27	●	28	●	
29	●	30	●	31										
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														
10 月	1		2	●	3	●	4	●	5	●	6	●	7	
	8		9		10		11	●	12	●	13	●	14	
15		16	●	17	●	18	●	19	●	20	●	21		
22		23	●	24	●	25	●	26	●	27	●	28		
29		30	●	31	●									
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														
11 月	1	●	2	●	3		4		5	●	6	●	7	●
	8	●	9		10		11	●	12	●	13	●	14	●
15		16	●	17	●	18		19	●	20	●	21	●	
22	●	23	●	24	●	25	●	26		27	●	28	●	
29	●	30	●	31										
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														
12 月	1	●	2		3	●	4	●	5	●	6	●	7	●
	8		9		10		11	●	12	●	13	●	14	●
15		16		17	●	18	●	19	●	20	●	21	●	
22	●	23	●	24	●	25	●	26	●	27	●	28	●	
29	●	30	●	31										
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														
1 月	1		2		3	●	4	●	5		6		7	
	8		9		10	●	11	●	12	●	13	●	14	
15		16	●	17	●	18	●	19	●	20	●	21	●	
22	●	23	●	24	●	25	●	26	●	27	●	28	●	
29	●	30	●	31	●									
出 勤 数: 欠 日 勤 数: 早 退: 遅 刻: 早 出: 残 業: 休 日:														

出 勤 簿

(年度)

No. _____

入社	年	月	日	部 課	氏 名	ふりがな
退社	年	月	日			

2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
●			●	●	●	●	●					●			
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	●	●			●	●	●	●	●			●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
●			●	●		●	●			●	●	●	●	●	
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
出 勤 数			欠 勤 数			早 退		遅 刻		早 出		残 業		休 日	

雇用契約書

笠井和広を甲、[REDACTED]を乙として下記のとおり雇用契約（労働契約）を締結した。

記

乙の雇用期間及び就業場所は次のとおりとする。

- 1、雇用期間：平成 29 年 4 月 1 日より平成 30 年 3 月 31 日まで
- 2、就業場所：富山市稲荷元町 2 丁目 7-10 笠井和広事務所及び県議会県民クラブ控室
- 3、業務内容：政務調査・経理事務及び接客対応

乙の勤務時間は次のとおりとする。

- 1、勤務形態：月曜～金曜日までの一日 2 時間のフレックスタイムとする。
- 2、休憩：就業時間内において適宜取得する
- 3、休日は原則土曜日、日曜日及び国民の祝日とし、週一日は平日の休日を取得できる。

甲により乙に支払う賃金は次のように定める。

- 1、支給額：月額 30,000 円とし業務形態の性格上、時間外手当等は支給しない
- 2、支給日：毎月 25 日に現金にて支払う

以上

補足条項

- 1、乙が業務内で知り得た情報及び機密保持に関し、甲はその管理責任を自覚して従事する
- 2、本契約期間内に故意または重大な過失により甲に損害を与えた場合には賠償の責任を負うものとする
- 3、その他、本契約に定めなき事項については、甲乙双方において都度協議して決定する
- 4、本契約の成立を証するため本契約書 2 通を作成し、甲乙双方が 1 部ずつ保有する

平成 29 年 4 月 1 日

【甲】 富山市大泉 1 区南部 215-3

笠井 和広

【乙】 [REDACTED]

領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 4月給料

2017年4月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 5月給料

2017年5月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 6月給料

2017年6月23日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額()	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 7月給料

2017年7月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額()	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 8月給料

2017年8月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 9月給料

2017年9月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 10月給料

2017年10月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額()	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 11月給料

2017年11月24日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額()	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 12月給料

2017年12月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 1月給料

2018年1月25日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 2月給料

2018年2月23日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円



領収書

No. _____

笠井 和広 様

金額

¥ 30,000 円

但し 3月給料

2018年3月23日

上記正に領収いたしました

内 訳	円
税抜金額	円
消費税額(%)	円





日	出	退	時間数
3月	9:30		
4日			14:52
5日	9:4		16:16
6日	9:35	14:42	
7日	9:25		13:19
10日	9:27		15:54
11日	9:30		16:29
12日	9:42		13:14
13日	9:20	12:50	
14日	9:15		12:18

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

※商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 マックス株式会社



氏名 [Redacted]
 所属 [Redacted] 29年4月 NO.

日	出	退	時間数
17日	9:29		14:52
18日	8:55	9:44	12:30
20日	9:31		13:16
21日	9:23		11:11
24日	9:47		11:47
25日	9:44		11:21
26日	9:35		11:28
27日	9:38		12:05
30日	16:39	17:19	

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H



品名:ER-Sカード
 MAX CO., LTD. PAT.

Sカード 前半

日	出	退	時間数
1日	9:38		10:49
2日	9:40		11:34
3日			
4日			
5日			
6日			
7日			
8日	9:29		10:52
9日	9:41		10:29
10日	9:34		11:28
11日	9:16	11:16	
12日	9:38		10:57
13日			
14日			
15日			
16日			

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

--	--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 **マックス株式会社**

後半 Sカード

氏名 [REDACTED]
 所属 [REDACTED] 29年 6月 NO. [REDACTED]

日	出	退	時間数
17日			11:52
18日	9:40		11:33
19日			
20日			
21日			
22日	9:31		12:40
23日	9:43		12:01
24日	9:45		///
25日	9:29		11:27
26日	9:34		12:31
27日			
28日	9:40		12:01
29日	9:31		11:28
30日	9:58		12:33
31日			

--	--	--	--	--

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAX CO., LTD. PAT.

Sカード 前半

日	出	退	時間数
1水	9:37F		12:35Y
2金	9:32F		11:44Y
3土			
4日			
5月	9:57F	10:46Y	
6火	9:29F		10:56Y
7水	9:24F		10:25Y
8木	9:57F		11:15Y
9金	9:24F		9:54Y
10土			
11日			
12月	9:46F	11:52Y	
13火	9:31F		11:59Y
14水	9:37F		13:05Y
15木	9:39F		13:02Y

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 マックス株式会社

後半 Sカード

氏名 []
 所属 [] 年 6 月 NO. []

日	出	退	時間数
16土			
17日			
18月	9:43F		11:33Y
19火	9:24F		
20水			11:21Y
21木			11:54Y
22金			12:00
23土	9:26F		
24日			
25月	9:45F		12:14Y
26火	9:18F		12:18Y
27水	9:27F		12:43Y
28木			
29金			
30土	9:27F		10:52Y

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAX CO.,LTD. PAT.

Sカード **前半**

出	退	時間数
3日	9:48F	11:56Y
4火	9:46F	11:27Y
5水	9:25F	11:55Y
7金	9:25F	11:00
11火	9:40F	10:21Y
12水	9:41F	10:14Y
13木	9:52F	10:05Y
14金	9:38F	10:49Y

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ギ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し


☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 **マックス株式会社**

後半 **Sカード**

氏名 
 所属 29年7月 NO.

出	退	時間数
18火	9:32F	11:02Y
20木	9:22F	10:25Y
21金	9:38F	11:33Y
24日	9:44F	11:35Y
25火	9:25F	11:49Y
26水	9:25F	10:14Y
27木	9:33F	10:27Y
28金	9:42F	10:53Y
31日	9:56F	11:31Y

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAX CO.,LTD. PAT.

Sカード **前半**

			出	退	時間数
1日	9:40F				11:41Y
2日	9:39F				
3日					11:41Y
7日	9:37F				11:17Y
8日	10:09F				12:27Y
9日	9:37F				11:08Y
10日	9:26F	10:36Y			

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-610-200 **マックス株式会社**

後半 Sカード

氏名 [REDACTED]
 所属 [REDACTED] 29年8月 NO.

			出	退	時間数
17日	9:48F				11:37Y
18日	9:55F				11:00Y
21日	9:21F				11:04Y
24日	9:34F				11:36Y
25日	9:30				12:00
29日	9:40F				11:32Y
29日	9:32F				10:45Y
30日	9:40				11:45Y
31日	9:42F				12:19Y

--	--	--	--

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H
				外出	回

品名:ER-Sカード
 MAX CO., LTD. PAT.

Sカード

前半



日	出	退	時間数
1日	9:38		11:14
2日			
3日			
4日	9:33		11:12
5日			
6日	9:44		11:16
7日	9:46		10:09
8日	9:41		11:07
9日			
10日			
11日	9:38		11:03
12日	9:32		11:17
13日	9:14		9:42
14日	9:04		11:10
15日	9:47		12:09

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル)0120-510-200 マックス株式会社

後半

Sカード



氏名
所属

年 9 月 NO.

日	出	退	時間数
16日			
17日			
18日			
19日	9:09		12:09
20日	9:43		11:19
21日	9:20		11:19
22日	9:25		
23日			
24日			
25日			2:17
26日	9:10		11:50
27日	9:29		11:57
28日	9:24		11:07
29日	9:18		11:15

--	--	--	--

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	早退	回	外出	回

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

Sカード **前半**

後半 Sカード

氏名 XXXXXXXXXX
 所属 _____ 年 10 月 NO. _____

日	出	退	時間数
2月	9:42		12:02
3火	9:37		11:29
4水	9:50		11:43
5木	9:36		10:49
6金	9:36		11:15
7土			
8日			
9月			
10火	8:55	13:00	
11水	9:29		10:55
12木			
13金	9:36		11:25
14土			
15日			

日	出	退	時間数
16月	9:01		11:00
17火	9:22		11:05
18水	9:38		10:54
19木			
20金			
21土			
22日			
23月	9:45	12:00	
24火	9:55		11:12
25水	9:37	12:24	
26木			
27金	14:00	16:00	
28土			
29日			
30月	9:31		11:51
31火	9:12		11:41

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-510-200 **マックス株式会社**

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H
				外出	回

品名:ER-Sカード
 MAX CO., LTD. PAT.

Sカード

前半



出	退	時間数
1時	9:18時	10:53時
2時	9:20時	9:34時
3時		
4時		
5時	9:36時	11:39時
6時		
7時	9:30時	11:50時
8時	9:33時	11:59時
9時	9:28時	10:51時
10時		
11時	9:59時	11:00時
12時	9:59時	10:33時
13時	9:25時	11:15時
14時	9:40時	11:01時

パ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 **マックス株式会社**

後半

Sカード



氏名

所属

29年 // 月 NO.

出	退	時間数
17時	9:22時	10:46時
18時		
19時		
20時	9:34時	11:37時
21時	10:25	11:26時
22時	9:34時	11:31時
23時		
24時	10:30	16:15
25時		
26時		
27時	9:29時	11:26時
28時	9:40時	11:22時
29時	9:34時	12:11時
30時	9:50時	11:09時

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

Sカード **前半**

		出	退	時間数
1日	9:19			12:15
2日	16:00			18:00
3日	9:39			11:55
4日	9:39			11:09
5日	9:38			11:49
6日	9:38			11:49
7日				
8日	9:50			10:41
9日				
10日				
11日	9:35			11:04
12日				11:15
13日	9:56			11:28
14日	9:25			12:16
15日	9:41			11:03

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 **マックス株式会社**

後半 Sカード

氏名 [Redacted]
 所属 _____ 29年12月 NO. _____

		出	退	時間数
16日	9:55			11:44
17日	9:38			12:15
18日	9:45			12:31
19日	9:17			12:59
20日	9:30			12:50
21日				
22日				
23日				
24日	9:29			12:26
25日	9:54			11:34
26日	9:55			
27日				
28日				

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休眠	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAXCO,LTD. PAT.

Sカード

前半

日	出	退	時間数
1			
2			
3			
4			
5金	9:30		277
6			
7			
8			
9	9:07		1202
10			12:58
11	8:39		11:23
12	9:33		12:10
13			
14			
15	9:43		12:45
16	9:41		12:30

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-jtd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-610-200 マックス株式会社

後半

Sカード

氏名

所属

20年 / 月 NO.

日	出	退	時間数
17	9:25		12:06
18	9:40		10:59
19	9:42		11:46
20			
21			
22	9:29		13:05
23	9:40		13:15
24	9:18		11:50
25	9:20		12:35
26	9:25		14:19
27			
28			
29			
30	9:33		11:25
31	9:47		12:23

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	早退	回	外出	回

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.

Sカード **前半**

日	出	退	時間数
1日	9:38		11:16
2日	9:31		11:59
3日			
4日			
5日	9:00		11:10
6日	9:40		10:54
7日	9:35		10:20
8日	9:35		10:38
9日			
10日			
11日			
12日			
13日			
14日			
15日			

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タックシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) 0120-510-200 **MAX株式会社**

後半 **Sカード**

氏名 **[REDACTED]**
 所属 **[REDACTED]** 30年2月 NO.

日	出	退	時間数
16日			
17日			
18日			
19日			
20日	9:35	10:47	
21日	9:30		11:25
22日	9:41		10:30
23日	9:34		11:45
24日			
25日			
26日	9:29	10:17	
27日	9:40		11:14
28日	9:29		11:00
29日			
30日			

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード
 MAX CO.,LTD. PAT.

Sカード

前半



		出	退	時間数
1木	9:23F			11:46Y
2金	10:32F			11:07Y
3土				
4日				
5月	9:23F			11:36Y
6火	9:25F			11:16Y
7水	9:46F			12:52Y
8木				
9金	9:23F			12:31Y
10土				
11日				
12月	9:36F			12:53Y
13火	9:38F			1:50Y
14水				
15木	9:40			
16金				1:50

ハ→早出 チ→遅刻 ソ→早退 ザ→残業
 テ→徹夜 ↓→直行 ↑→直帰 ◆→打直し

☆マークは機種によって印字されるものが限定されます。詳しくは取扱説明書を参照して下さい。

--	--	--	--	--

☆カードは折り曲げたり水にぬらしたりしないで下さい。
 ☆タイムカードにネームシール、タッグシール等を貼りますと故障の原因となります。シール類の貼り付けはしないで下さい。

<http://www.max-ltd.co.jp/op/>

本商品の仕様、取扱いに関するお問い合わせは
 (フリーダイヤル) ☎0120-510-200 マックス株式会社

後半

Sカード



氏名
 所属

30年 3月 NO.

		出	退	時間数
19月	9:30			12:28Y
20火	9:35F			11:24Y
21水				
22木	9:20F			10:41Y
23金				
24土				
25日				
26月	9:24F			12:31Y
27火				
28水	9:26F			11:07Y
29木	9:45			1:10
30金	9:45F			11:28Y

--	--	--	--	--

就業日数	日	休日出勤	日	欠勤	日
就業時間	H	休出時間	H	休暇	日
早出	H	残業	H	深夜	H
遅刻	回	H	早退	回	H

品名:ER-Sカード

MAX CO., LTD.

PAT.